

平成25年12月18日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第3号

平成25年12月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 25 年 12 月 18 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、森治史君。

11 番（森 治史君）

皆さん、おはようございます。

これから私の質問に入らせていただきます。

まず 1 問目ですが、防災対策についてお伺い致します。

町内の沿岸集落で生活されてる方たちを南海地震による津波から一人の犠牲者も出さないように、避難道路、避難タワー等の建設が進んでおります。これは非常に意欲的に進んで、かなりの状態で町の方も執行部の方が力を入れてやってる関係で、ほうぼうで避難道の整備が進んでおります。ところがわが町には、町が維持管理をするだろうと私は考えております陸橋が 4 件、町道が 1 件、農道が 3 件あると思います。場所は、浮津から上川口方面への国道 56 号線上に、国道をまたいで農道の陸橋があります。それで、県道の方は田の口下田線の方には、田野浦ではこれは農道というようにお伺いしております、観音さんの方へ行く農道のように、で、出口では、ちょうどこの架かってる陸橋、私がお伺いしたときに笹山線というようにお伺いしております。1969 年ということは昭和 44 年だと思っておりますが、に陸橋は架かっております。長さが 15.45 メーターということで、建設から既に 44 年がたっております。

それともう 1 つは、田野浦から四万十市の竹島線の、昔は広域農道でしたけど、今は町道になっておると思っています。その上に、やはりさっきの農道の延長線で陸橋が架かっております。南海地震が来れば、わが町の多くの地域が震度 6 強から 7 の震度があると予想が出ております。

私の考え方というか思いですが、そうなればこの 4 件の陸橋は崩壊をするのではないかというように思っております。まず崩壊が起これば、救援、救護、その後の復旧に甚大な支障が生じるでないかと考えます。

執行部の方で、その陸橋についての耐震対策等について、まずお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

おはようございます。

森議員の防災対策についての 1 の中の農道の 3 の関係、農道関係の答弁を、通告書に基づきお答えします。

この先ほども言われました、国道 56 号線上の浮津地区の陸橋については、国道 56 号浮津改良工事時に整備されたものであり、昭和 44 年に完成しています。現在の所有は町に移管されているかどうか不明であり、国土交通省、中村河川事務所、中村国道出張所に問い合わせをしましたが、国道出張所の調査でも移管されたものかどうか不明のことであります。

県道 42 号中村下田の口線上、田野浦地区にある陸橋、これ打越橋といいますが。打越橋についても、県道工

事時に県より整備されたものであり、昭和 60 年度に橋が完成しています。こちらの打越橋についても、町に移管されたものか不明のため、現在調査中でありま。

町道田野浦出口線上、田野浦地区にある陸橋橋、これ観音橋といいますが、観音橋については、高知西南開発建設事業による広域農道建設時に国により整備されたものであり、平成 6 年度に橋が完成しています。この観音橋については、平成 7 年 3 月 17 日付で国と譲渡契約を締結しており、町の所有となっております。

3 つの橋とも、国道、県道、四万十市と黒潮町を結ぶ町道という、重要な路線の上部にそれぞれ架かっており、落橋しますと農道はもとより、それらの道路を分断することになりますので、何らかの対策が必要と考えます。

耐震対策の流れと致しましては、耐震調査、耐震補強設計、耐震工事となりますが、現在のところ農道にかんして補助制度がありません。耐震調査を行うにも多額の費用が必要ですので、町に譲渡されております観音橋については、他の震災対策との整備優先順位を図りながら検討していきたいと思ひます。

また、国道および県道上の陸橋につきましても所管を明らかにしなければなりません、震災時には国道や県道にも支障を来すことから、国や県に対し何らかの手だてを行えないか働き掛けていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは私の方から、県道中村下田の口線上に架設されております町道橋の笹山橋の耐震対策についてお答えを致します。

笹山橋は 1969 年、昭和 44 年 3 月に供用開始をしまして、橋長は 15.45 メートル、道路幅員が 2.5 メートルでございます。上部工の構造形式は、H 形鋼の場所打ち床版となっております。また下部工の構造形式は、重力式橋台となっております。

本町が管理しております町道上の橋梁は、平成 25 年度現在 247 橋架設されておまして、建設後 50 年を経過致します橋梁は全体の 20 パーセント程度の割合ですが、20 年後には 50 パーセント程度まで増加し、老朽化の橋梁に対して従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、架け替えに要する費用が増大していくことが大変懸念されるところでございます。

このため、本町におきましては平成 21 年度より町道上の橋梁点検を実施をしております。現在、橋梁長寿命化修繕計画の策定作業を行っておりまして、今後は従来の事後的な修繕および架け替えから、予防的な修繕および計画的な架け替えへと転換をしまして、維持管理費用の縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保してまいりたいと考えております。

ご質問の笹山橋につきましては、平成 21 年度に調査を行いまして、主桁、横桁につきましては腐食が見られますが、亀裂や破断もなく、また床版についてはひび割れや鉄筋の露出もない状況ですので、3 種ケレンの上、塗装の修繕となりますが、笹山橋は主要県道上に架設されておまして、ここには水道管も共架されております。従いまして、補修工事を行う際にはです、耐震補強工事も調査検討するよう計画をしていきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

笹山橋についてはいろいろと今から検討されていくということですけど。

この橋というのが、意外とあの出口の集落から、まあ万が一被災があったときに、私の思いになりますけど、考え方になりますけど、小学校の方に避難するときの主要な道の一つではなかろうかと思うんです。だから一番耐震して、いわゆる崩壊のないものにしておくと万が一のときには困るということもありますし、できればもう1本、ほんと言うたらもう1つ同じぐらいの幅の道をかけて、こういう。あこの道が狭いということですからね。2.5 でしたかね。まあ普通車が十分通れますけど、まあ前から来れば、あれも十何メートルやけんお互いが譲り合うたらええがですけど。できればほんと言うと、こう2台が片側1車線の端になっておく方がほんと言うと一番いいんでしょうけど、架け替えて思い切ってやるということも必要なことかもしれませんけど。何せ今、いろんなことでの予算枠もあろうと思います。けど、まあ早急にこれは手を加えていくということですので、ここはあれですけど。

ひとつ、まあ橋というのもこれだけじゃなくっていろんな所に架かっておりますので、今の数字でもう 400 近いものを管理せないかんということ。

一番問題になるのは、この私、ちょっと分からなくて、すべて町道という関係でまちづくり課の方でお伺いしましたら、今、農道の3件ということでお伺いに行きました。そうすると、路線名も分からない、まだ全部整備されて台帳に載ってないという話を聞きました。ほんで、その原因がここにあるように、町のものか、国のものか、どこが維持管理をせないかんかというのが分からないというけど、私、町民として考えるに、農道だったら農の管轄だから、で、造ったのは国が造ってくれたと。国道をまたぐとき、県道の改良ですので、すべて県、国がやったと思います。ほんで1つだけは、観音橋でしたかね、この方はもう既に。あれは下の広域農道が何年やったかな、一応、国から町道への払い下げで町道になった関係がありますので当然だと思いますけど、少しそういう整備がされてないのではないのでしょうかという疑問がありました。特に佐賀の方は、同僚議員が確か質問の中でもきれいに整備されていると。台帳が。けど、旧大方の方の台帳が出来上がってないということで。まあ、今はいろいろと事情があって、業務も震災の関係で皆さん忙しいのは分かりますけど、やはり早急にこういうものも整備していっておくと。万が一何かあったときに国が見るべきか、町が見るべきかという、そのあいまいな管理というのは絶対避けていかなければならないと思います。

ただ、町としては、一番いいのは県なり国なりが、正直言うてすべて管理致しましょうと言うてもらう方が、我々町民の税にも負担が掛からないことで、ほかのことができますので。そのへん早急に調べるということですが、のんびりするわけにはいかん部分があって、まあ今は事業の方がもうほうぼうで、この避難道とかいろんなことがやられております。だから忙しいのは分かりますけど、やはり早急に台帳の整備というものが必要ではないでしょうか。

ほんで、橋にしてみても農道に架かってる橋もあろうし、いろんな問題があろうと思いますが。そのへん、県、国にきちっとやって、めどとしてどれぐらいのめどで。その台帳が管理ということになったらなかなか時間は必要だと思いますけど、せめてこの今言われた浮津、それから田野浦に架かってる橋ですよ。これに対してのどこの財産権ながか、所有権なのかをはっきりするにはどれぐらいのめどでやっていけるものか。

そのへんをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

この国の、まあ仮に浮津橋といいますか名前は分かりませんが、国の方も調べていたようです。

それで、この幡多地区には2つの陸橋がありまして、その所在も国が持ちようもんか、市町村に移管しちようもんかいうがも調べよう途中という話を聞いてます。

ほんで、うちもこのことで国土交通省の出張所へ行きましたが、出張所の方でも調べて、どうしても分からんという話は聞いております。このことについては、国、町、県も1つその橋、打越橋もありますが、跳ね掛け合いにはしたちいきませんので、なるべく早急。早急いうても相手もおりますので、できれば早いうちにももう一度行って、協議検討してまいりたいと思います。

その期日については、3カ月で終わりになります、1年で終わりになりますというようなことにはなりません、なるべく早いうちによね、もう協議を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

相手方があることで、ここでいついつするということは言えないと。言明ができないということは理解できません。

できれば国、県の所有でしたら、町に移管になるときには、まあ嫁入り道具じゃないですけどぜひ補助金を頂いて、耐震ができ補強ができるように。せめて耐震の費用とか何とかでも付けていただいて、そういう要求もさせていただいてくるように努力をされるようにしていただきたいと思いますが、まあ、なかなかくれるかどうか分かりませんけど、そのように努力をするようにお願いを致します。

2問目の方に入らせていただきます。

これ、町道の側溝の対策について問うということになっておりますが、これは私の住んでる錦野の集落、部落の側溝の対策についてです。これは以前にも質問をしております。

ほんと言うと、部落の中の溝がほとんどかかってない、率にしたら個人がかけたところがほとんどで、町の所有の側溝に、恐らく町がしたがは保育園のどこまでと、大方高校の裏を通過して中学校の間ぐらいのもので、あとはほとんど個人がやっております。これはあくまでも町の所有であります。ほんと言うと私も部落全体のことを考えたら、すべての側溝にふたを欲しいのですが、それもなかなか予算も大きいなりますので。取りあえず自分なりの考え方として、今こう写真に載せておりますけど、この辺の道があればもっと安全になるかなと。また、そういうこともあつての質問をさせていただいております。

まあ、南海地震等の災害発生時には、避難場所に錦野の児童公園がなっております。その公園に向けて錦野内を、保育所、小学校、中学校、高校などの園児、児童、生徒が、また何かの折には、地区外からの人の避難が多くあるというように予想されます。また、そのときの安全面とかを考えるということもありますけど、一番。

それともう1つは、地区内で日常生活をしている方たち、日々の安全面からも私としてはこれをかけておりますが、一番先のこの地番が5269-1というのは、これは中学校の方から上がってきて、最初に右折れするところです。ここが意外と道が狭くって、もう1台来ると1台は手前で待たないかんってくるというような狭さですので、だから両脇へかかってくると、そういう所も多少の譲り合いでそのままスムーズに行けるという部分があります。これから、ふた区画上がったところでTの字になります。その間と。

それから、写真で言いますと真ん中になります。これは中学校の上の位置になる所で宅老所へ行くところの道なのですが。手前は広く道がゆったりなっておりますけど、曲がると極端に狭くなります。やはり、ここの出会い頭という危険性もあります。ほんで、ここの側溝も上までずうっと、まあこれ上の端まで、坂上ったとこ

までを一応危険だということで今回は挙げられております。

そして、この一番右になります、この5268-1番から5196-24というように地番を書いておりますが、これは大方高校の方から曲がって中学校へ行ったときに、最初の左折れの道になります。そして、これはこのまま真っ直ぐ上がっていくとちょうど児童公園の下に着く道です。で、このあれは以前からお願いしています。

で、このグレーチングって書いてますけど、グレーチングでなくてもいい、鉄板でもいいから、むしていただくというたらおかしいですけど、そういうようにやっていただくと、日々の安全とか。まあいろいろ問題点もあろうかと思えますけど、日々生活する上でもこれは重要な。意外とこの交差点というのは、これからの上の所ではもう広いとこと狭いとことあって、いったん停止が守らん言われたらそれまでですけど。人身事故は起きてないですけど、この辺は物損の事故がよく起こります。ほんで一番問題は、この前の道というのがすべて中学校の通学路、小学生の通学路ということで。高校生なんか来ますので、通学路も含めます。なっておりますので、すべてこう横から出てくる、縦から出てくる道の狭い広いで、ちょっとしたあれで、まあ60センチぐらい広くなると思いますが、それでもものすごくその安全性は上がると思うんですが。

ひとつ、その設置することで避難時、日常の生活の安全面が改正されます。そのためにも必要なことと思えますが、執行部の方の考え方を伺い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2番、町道の側溝蓋の設置についてのカッコ1、錦野部落内の町道側溝へのグレーチング設置についてのご質問にお答えを致します。

議員からのご質問を受けまして、該当個所の側溝について現場調査を行ってまいりました。

錦野団地内の町道側溝につきましては、全般的にU字溝または現場打ちのU型側溝にて施工をされておまして、家屋等への出入り口につきましてはグレーチングや鉄板、および傾斜についてはコンクリート床版をかけている状況でございます。

U字溝へかけるグレーチングにつきましては、溝幅が30センチの場合、5センチのふたがかりが必要となります。現場を調査しますと、U字溝の上にはコンクリートブロック塀の一部が重なり、溝幅が少し狭くなっているところもあります。ですので、グレーチングの規格が多少合わず、設置が困難な個所も見受けられました。

U字溝を全面的に改修してグレーチングを設置するとなると多額の工事費用が必要となりますので、また掘削の影響で、コンクリートブロック塀の転倒も大変危惧（きぐ）されるところでもございます。しかし、議員ご質問のとおり、災害避難時や日常生活、安全面を考えますと、道路幅員も大変狭い個所でございますので、今後ですね、現地の状況も十分踏まえまして、グレーチングが設置可能な個所につきましては今後も引き続き検討はしてまいりたいと存じます。

なお、設置が不可能な個所で、夜間の災害避難時に有効なものがないかと考えましたときに、現在、避難路整備等に設置をしております自発光式の道路びょう、ソーラー式の分でございますけど。それを車道と側溝との境界に設置をすれば道路幅員も認識をでき、避難場所への誘導にもなるのではないかとというふうにも考えております。

今後、併せて検討をしてまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

何もグレーチングでなくても、まあ地元の鉄骨加工業の方々をお願いして。それが安いか高いか、そのへんの値段までは分かりませんが、その状況に合わせて加工した鉄板でもいいと思います。何も既製品のものをわざわざ加工するとなると高いと思いますので、グレーチングでなくても。要は、道幅が確保できるようにしていただきたいということですので、グレーチングにこだわることはないと思います。それで、まあ佐賀とかこちらの方とかに、大方の方でやってる鉄鋼業者さんもおいでだと思います。そういう方々に一応、その道幅じゃない、あれはもう完全にU字溝ですけど年数もたってます。第1期工事のどこやったら、大方40年ぐらいたってますので。

それと、中に何も入ってない、言うたらセメントで固めたようなU字溝ながですよ。最初のとこの工事は。だから、荷が掛かったようながになってきたらポロンと割れていってます。だから一部、変な形になっちゃうところがあると思います。それは、どうしても上のへおいが壊れてくるけん直していただきたいということをお願いしたときに、先ほど課長が言うたように言われた言葉が、この側溝を直すことは、斜めのとこでしたけどしよいですよ。けど、この側溝を直すために掘削したときに、このへおいが倒れてきたら町が直さないかんなるからよう致しますせんと言われました。そのために、応急処置で溝の中に型枠を入れて、それにセメンを詰めてやっていますので、ずうっとスコップが入ってきよって、途中1メートルばあは今度はいくわが入るばあ幅になるとかいうような形にして強度を持たせておく。このとこじゃないけど、そういうところで処置しちゃうところがあります。だから既製品がかかるとは思っておりません。

それから、道も40年近うたってますので、どうしても車の行き来で加圧が掛かるんでしょうか、あの溝というのは全部こう、多少へびがはう言うたらおかしいですけど右に左にこう、すべて真っすぐになってないのも事実です。だから、既製品のグレーチングが合わないのはもう百も承知です。なぜならば、今、スーパーの所から保育園の入り口まではやっていたきました。もうどうしてもあの保育園が始まるということで、交通量が全然違ってくるということで両脇やってもらいました、グレーチングを。それも、所々合わんところがあるがを無理に入れ込んで針金で止めちよう状態です。そうせんと、その浮いてくるとこなんかがあるいうて。それぐらい既製品はなかなか難しいんです。そうやって2枚を1つにすることによって跳ね上げを抑えたりしちようです。グレーチングでなくてもいいんです、うちとしては。まあ鉄板がいつまで持つか、グレーチングの方がそれはよろしいでしょうけど、そういう形で。

で、ほとんどのとこがやってるのは、今あるのは保育所の入り口までの所は町にやっていたきました。それから、ほかの所に入ってあるやつは、個人的に皆さんが自分の屋敷に入るためにどうしても車で手出入りするに具合が悪いので、皆さんがいろんな細工しちようところがあります。中にはもうそのまま溝を、正直言うて占有して、そこから入れるようにセメンを打ちちようところもあります。いろいろあります。そこまで直すというわけではないんです。そのの所は置いてもらって結構です。それでも、のかんものがのけてまでは、町有地へ占有しちようけんいうて、もうそんなことまで言いよつたらなかなか難しいなりますので、そのの所へグレーチングでなくてもいいです。それから鉄板でもいいと思うんです、私は。道幅の確保で安全性が持てるということが第一だと。

で、造るときにずれがないようにするとかいう加工はしていただかないかんと思いますけど、そういうことをやっていたかどうかな。もうとにかく道幅が狭いので。やはり皆さんがね用心してしますので、なかなか救急車でいったん入院するような事故は起こっておりませんが、これ、出会い頭の事故は結構、地区内では起こっております。そういうことを含めて考えたときに、グレーチングにこだわらずに、いわゆる鉄板加工でやっていたかどうかな。

そういうことについてどんなものかお伺い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答えを致します。

鉄板でというお話もございました。先ほどご答弁しましたように、当この道路幅員につきましても非常に狭い個所でもございまして、3メートル切れる所もございまして。

今回、鉄板、両方の側溝へ敷いた場合、車同士の行き違いがスムーズにできるのかどうかということもありますが、その上を通るとなると夜間騒音がするとかということもありますので、その付近はまた周辺住民の方とも協議が必要になってくると思います。

ただ、道路幅員として広げるために、側溝へそういう鉄板、グレーチングを敷設するとなりますと、当然、設計荷重というものが出てきます。現在、少なくとも14トン荷重のグレーチング等敷設しているわけでもございますけど、鉄板等でそれに準ずる強度ができるかどうかということも考えていく必要があります。いずれにしても、何らかの方法で検討はしてまいりたいとは思いますが。

現在、まちづくり課の方でも道路の維持管理予算というもの年間650万円程度しかございません。この中で、大方地域の皆さま方からご要望がいただいております路側の改修とか、こういうような側溝の改修、あるいは舗装改修もございまして、限られた予算で有効に活用しなければなりません。

現在、先ほども議員言われましたように、中央保育所の方へ行きます幹線の藩下線ですか、そこにつきましても町の方でも実施を致しました。また、大方中学校裏の側溝についてもグレーチングをやりましたけど、かなり無理をして、多少ちょっと斜めにかかっているような状況もございまして。

私どもが一番やっぱり心配するのは、不完全に設置をした場合、そこに車輪が乗った場合ですね、跳ね上がるという事故も過去にもありましたので、設置する限りは安全面を十分確保した上で設置をしていきたいというふう考えておりますので、またご理解もお願いします。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

他の集落のことを言うわけにはいかんかもしれませんが、田野浦地区の上間の方で、写真は撮ってきませんでしたけど。

あこは、あなた方が言うように基礎の際とかいうものは掘ったらなかなか問題があるということで、へおいのとこなんかは錦野なんかではなかなかその、へおいが倒れたらこっちが持たないかんなんと。ほんで、へおいの下にどんだけ基礎が中へ入っちゃうか。これによってやり方があるとかいうことで、なかなか取り合ってもらえなかった。中には、今から建てるとこやけんこのとこだけ変えてもらえんろうかというようなことも言いましたけど、それもお宅の前の代だったと思いますけど、なかなか出ざったので。まあ取りあえずそこは生コンを入れて水の流れだけをするというたときに、まあほかとの関連性がない、1件こっきりのとこやったけん、それは許可になりましたけど。

あの上間の方、この間行きますと、側溝をやり直してると思うんですね。まあ写真もないもので、いきなりそっちのこと。そこの所でこう、家の際のところへずうっと溝を新しく造っちゃうと思います、最近。それから考えたら、その既存の家のほんとの際を掘ってやっていますので。なかなかその言いようことが、それを見ると詭弁（きべん）という言葉は使われませんが、まあ万が一あったときには全責任が町に掛かってくるということがあります。それでうちらも、ちょうどのり面いうか坂の所へ家がありますので、片面はかなりこう三

角形のような形の所へおいをつけてますので、まあ、ご心配されることも分らんことはないがです、物事の。けど、できるところから取り組んでいて。

ほんで一番の問題は、その650万で全町内のそういう所にやっついていかないかんということでしたら、一度思い切ってまちづくり課の方で予算請求していただいて、取り組んでいただけないでしょうか。そういうようにこの維持管理の650万とは別に、ここの部分のところでできるところからやるということでもいいですから、取りあえずその予算請求をして取り組んでいただけたら、そういう考え方はできませんか。

答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

議員ご質問の箇所につきましては、全体で約780メートルぐらいございますので、まあ一気にというわけにはいきませんので。今言われましたとおり、予算要求は何年かにわたるかも分かりませんが、要求はしてまいりたいと思います。

ただ、議員ご存じのとおり、現在なかなか財政上も厳しい折ですのでどれぐらいになるか分かりませんが、担当課としましては緊急性等も考慮してですね、その付近はご説明していきたいと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

その取り組みのときに、ひとつお願いというか要望したいことは、そのグレーチングとかの音がなくなるようにやっぱりしていただくということも一つだと思いますので、そのへんも含めて検討していただくということで。

まあ、一応予算要求をやって取り組んでいただけたという方向性になりましたので、また機会がありましたらこの件についてはまた質問させていただきます。

3問目の方に入らせていただきます。

高齢者の予防接種についてお伺い致します。現在、高齢者対象の肺炎予防接種の料金について、幡多郡内の方の市町村の方の方へ電話でお伺い致しました。補助をしちょうかしてないか、ということで問い合わせをしたところでは。

四方十市の方では、70から74歳の方に対しては県補助と1,000円プラスで4,000円を出していると。75歳以上の方には5年に1回、4,000円の補助というような説明を受けております。

土佐清水の方では、76歳以上というように聞いたんですけど、本当の方には6,500円の補助をしておるけど、これは条件として土佐清水市内の病院で接種するというのが条件付けのようでありました。

大月町の方では3,000円の補助をされてるというようにお伺いしております。これちょっと年齢をお聞きするのを忘れましたので、まあ補助があるということで。

それから三原村の方は、65歳以上の方には5年に1回、全額補助とのことでした。

宿毛市の方に問い合わせ致しますと、26年度実施になるように予算請求を挙げているということでありました。

まあ、ここも25年に、今現在実施されていないのは幡多郡内で宿毛市とわが黒潮町だけです。

これは県の方からも補助があるはずですが、いうても年齢がありますけど、県の方では70から74歳の方が受けた場合に、一人3,000円の補助を出しているというようにお伺いしております。

一番問題と私がとらえておるのは、高齢者の方が肺炎になり長期入院になれば、多額の医療費になります。

そうなれば後期高齢者の医療保険料への増額にもつながってくると思いますし、まあ宿毛の方の保健師さんが言われるには、それだけじゃないですよ、一番問題となるのは、高齢者の方が長期入院になれば退院後に介護が必要になる場合も多々ありますと。そうなれば、いわゆる介護料が必要になり、介護保険の増額にもつながっていくと。

そういうところを考えた場合に、これにはやはり県からの補助金も出てるということもありますので、やはりその制度を利用し、町でも実施をすべきと考えますが、この補助制度実施について執行部の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

森議員の3番目のご質問の高齢者の予防接種について、通告書に基づきお答えします。

議員のご指摘のよう、幡多郡内の平成25年度の実施状況につきましては、6市町村のうち高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業を行っていない市町村は、本町と宿毛市のみの状況となっております。また、議員がご指摘されましたように、宿毛市につきましても調査の結果、来年度実施する予定であると聞いておるところです。

この肺炎球菌ワクチンは、ワクチン接種により肺炎球菌による肺炎の約8割に効果があるといわれており、1回の接種で免疫効果は少なくとも5年以上にわたって継続するといわれております。また短期間で再接種を行うと、接種した部分に副反応が増加するといわれているところです。

未実施であります本町につきましても、これまでに実施に向け検討を行ってきたところではありますが、対象となる高齢者の皆さまのこれまでのワクチン接種の状況を把握することが困難であることから、補助制度を導入し、肺炎球菌ワクチンの予防接種を推進することにより、ワクチン接種を失念された方が短期間で接種され副反応の危険性も懸念されることから、肺炎球菌ワクチンの予防接種の事業化を見送ってきておりました。

しかしながら、高齢者に対して肺炎球菌ワクチンの予防接種の事業化をすることにより、対象となる高齢者の経済的負担の軽減ならびに肺炎の発症および重篤化の予防を図ることができると考えます。議員ご指摘のよう、肺炎の罹患（りかん）や重篤化に対する予防効果もいわれるとともに、医療費の削減にもつながるものと考えます。

このため、高齢者の健康維持ならびに増進の見地からも、補助事業化できるように取り組んでいく必要があると認識しております。従いまして、今後は事業化に向けて検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

この問題、私がこう取り上げたのは、実はこの入野地区の住民の方から、私は連れ合いが、だんなさんですけど、が、ちょっとぜんそく系があるから受けないというような話をして窓口へ行ったら、病院に。そしたら、すべての市町村で取り扱いいうか、ありますから、今打つがちょっと待ってみて。ひょっと黒潮町も補助が出るがやないですかということで、まあご本人がちゅうちょしちよったということもあります。で、ここで問い合わせしたところ、役場の方では実施してないということで。でご本人に、待ちよってもいかんから、できたら打つがならもう3,000円、4,000円とかは全然出てないので、今年受けたかったらもう先に受けてくださいというようにお話をした結果、こういう質問をさしてもらったがですけど。

まあ検討するじゃなくって、切実にそのようにして、まあ負担ですよ。があるということでちゅうちょなさってる方もおいでいるし、また病院の窓口の方で、いや、市町村でそういう補助がありますので調べてくださいとかいうようなこともあります。

今、課長の答弁の中にあつたように、接種して次の接種までの時間が短いということが弊害があるというなら、やはりかなり慎重に補助を出すときにそういうところをチェックし、もし万が一何があつても、その接種によるあれには責任は持てませんという一筆でも取つてでもよ、こういう制度を導入したときのスタートラインがそういうばらつきがありますので、他の市町村と。で、もう既に受けちよう方もおいでるろうし、そういう方には5年経過してないと接種は駄目ですよというように通告するといつかね、通知しなくてもやっていく。

ほんでできれば、確かにこれ、予算的にはかなりの金額になると思います。1,000万近い、超すような金額になってくると思いますけど。まあ、70から74の方が909人ですかね。町の方のもらったデータによりますと、今現在909人やと思うんですけど、おいでるがが。そういう方にしてみても、この方々は県の補助の対象ですよ。1,000円プラスしても、県の補助にしても町の持ち出しは90万9,000円ですかね。1,000円プラスしたら。そういうようにして4,000円ぐらいの目安の補助ができるようにしていただくと、まあ接種をする側の負担がかなり極端に。

ほんとは三原村みたいによね、65歳以上の方はどうぞ全額出しますよというたら、私らその66ですの一番先にただでやれるかなということもありますけど、そういうことは不可能だと思います。人口からして、それはもう絶対不可能だと思います。ほんで、ほんとは高齢の方には全額町が見てあげて接種を受けていただくようにするのが一番いいとは思いますが、それはなかなか予算的なことがありますので、せめて4,000円、半額。大体8,000円前後ということで、接種する病院でおんなし接種を受けながら値段がばらばらというの、定まってないというようにお聞きしています。8,000円前後ということで、8,000円超すところもあるし、8,000円切れるところもあるというような感じの接種料金というようにお伺いしていますので。やけど、せめて半額ぐらい町が負担できるようにしてあげると、予防にも大きく前進すると思います。これも5年に一遍ですので、考えてみたら5年に1回大々的にぐあつと集まっても、あとはこうぼちぼちになってくると思いますので、一時的には大きい予算を組まなくては駄目かと思はれますけど、それ以降は年間の予算もぐつと下がると思いますので。

そういうところを含めて、まあ検討じゃなくって、もうやるというような意味でやってもらわんとこれ。検討するということは、非常にあいまいな返答のように伺えます。まあそこまで検討するということですので、それを否定するわけにもいきませんが。やはり、せめてそれならば県の補助対象のあるところからでも、今年度3月までによね。まあ3月か、それがほんとに今受けるべきのものか、3月まででもかまんもんか、そのへんが私分かりませんが、予防接種。取りあえず、だったらまず一番入口の補助のあるところから手を着けるということも一つの方法だと思います。それに1,000円町が持ち出しして。受ける方全部、909人おつて909人は来るとは思いませんので。そういうところからひとつ取り着けて、予算請求も補正でも組んででもそういうところから取っ掛かり作らんことには、検討というても全体の大きなものも検討するのかわいともありますし。

私はひとつの考えとしては持つておるのは、まあ90歳以上の方が受けるかどうか分かりませんが、そういう方々にはせめて、明治、大正、昭和、平成と、地域とか、まお県外おつてもんてきた人もおるでしょうけど。その方々がこの中を一生懸命働いてきて、元気で、今90歳以上の方が362人。これは10月31日現在ですので、若干増えちよりもするかもしれんし、減っちゃうかもしれませんけど。まあ、この方々には、今までの努力というたらこれが適切かどうか、表現がいいか悪いかは私に分かりませんが、今まで一生懸命頑張ってきたご褒美ということで、私としてはぜひ全額補助をされるという方向なんかも良いと思いますが。

このような取り組みについて、一番先にお願ひしたいのは、取りあえず県の補助のところから手を着けて、今

年度、それを拡張していくというような取り組みができないものか。

それから、こういう長寿の方に対する、これ362人おっても打つ人はどればあおるか分かりませんが、こういうところにもそういうものを設けていただいてスタートができないかなということで再度答弁を求めますが、いかがなものでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議員のお気持ちは大変よく分かります。

議員が指摘されますように、肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、その必要性および意義は十分理解しているつもりです。予防接種などの事業につきましては、当然のことながら単年度で事業が完了するものではなく、ある程度将来も見据え、ある程度の期間にわたり継続した補助事業にする必要もあると考えております。

議員がご指摘されますように、事業の実施につきましては高知県からの補助制度も活用しながら実施することとなりますが、高知県の補助制度の継続も国の予防接種法の定期接種化の動きもあるため不明確な状況であるというふうに聞いております。補助制度が活用できない場合は、財政的な負担も大変大きくなる可能性がございます。財政的な面からの検討も大きなウエートを占めることもご理解いただきたいというふうに考えます。

一応持っている資料で、黒潮町の高齢者の11月末の人数を調べてまいりました。70歳から74歳が910名、75歳以上が2,644名という数字を持ってまいりました。合計で、70歳以上が3,554名という人数となります。仮に予防接種の費用が8,000円というふうに考えますと、70歳以上全員で2,800万ぐらいの予算規模になろうと思います。

議員がおっしゃっていただきましたように、まず入り口として、県の補助金がある中では県の補助金を活用しながら、県の補助金の中で事業を実施するよう検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

取りあえず取っ掛かりとして、それは来年度やなくて今年実施。まあいうたら、県の補助分のみですので3,000円の補助という形の取っ掛かりでやっていくというように受け取っておりますが。

町からは補助は出さずに、まあ取りあえず県の補助金内でやっていくということでしたら、年度末までにそういう取り組みをなされるのかどうか、再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

本年度実施できるかどうかというお話だと思いますが。

実施に当たりましては、まず要綱等の整備。続きまして、医療機関との契約行為も発生すると思います。それと同時に、県の補助が金額的に残っているかどうかという問題もあります。

25年度中にできたら一番いいのだろうというふうには思いますが、26年度にならないとちょっとそのあたりのこともありますので、26年度の事業開始をめどで考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

この一番の問題はやはり予算という、これが大きいということです。それは宿毛の方の保健師さんも、やはり高額な予算が必要になりますので、なかなかその壁というものがありますというように電話の中での話の中ではおっしゃってありました。

先ほどからも言ってるように、やはり長期入院をさせないためにはやっぱりこの接種が必要など。まあ意見が合うというんですかね、その人と。で、これによっていわゆる、これでいくと 74 までは国保の方になりますよね。それから 75 過ぎると、今度は高齢者の方に入ります。そういうことでの、ようけいくと今度は加入者の後期高齢の人らのほんとは年金、受給で生活しよう人なんかの方への保険料の負担が増えてくる。お金が出るということは負担が増えていくことになりますので。そういうこと含めて、やはりこれのもう半分補助ということでいっても 2,800 万の半分で 1,400 万、かなりの高額になると思いますけど。やはり 26 年度に実施を考えるのであれば、70 歳以上の人を対象にして、県の補助があろうがあるまいが、やはり取り組むべきだと思いますが。そういうように、今から整備せないかんと。いろんな条項とか何か整備せないかんとか、県の補助があるとかないとかいろいろ問題がありましたけど。もういっそのこと、そういうことがあったらええということですよね。なかっても、県の補助金が 900 人ちょっとの人の分になかったとしてもよね、まあ全員に 3,000 円とか 4,000 円のあれにして取り組んでいくという意味での検討されるか。

言うたら、補助がなかったらちょっと考えますよじゃなくって、県の補助がなかったら 26 年度以降はそういう取り組みされるんやったら県の補助を当てにせず、なかっても町単でこれに取り組んでいくような取り組みをなされるか。まあ、やる言うたところへもう一遍迫り討ち掛けるような質問になりますけど、そのへんを。県のものだけを当てにせず、もし、課長が言うように県に余分があるかないか分からんということですので、予算的な残りがあるかどうか分からんということやったんで。来年あるかないかも分からんということやったら、そういうものを当てにせず町単事業でも取り組んでいくという意志があるかないかを。

これはもう町長に問わなあ、課長じゃちょっと駄目だと思いますので。向こうばかり見よったけど、やっぱりこっちの長を見んことには、最終決断は町長がお持ちだと思いますので。

いわゆる県の補助がないとしても、来年度、26 年度にはこういうように高齢者の予防接種を町単でも取り組むいうように意志が。やってもらわな困ると思ういうか要望があるんです、ほうぼうで、その高齢者の方々からは。そういうためにもぜひ決断が必要となってきますので、県の補助を当てにせず、町単でも取り組むという意志があるかないかについて、町長の考えをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

実施に当たりましては県の補助があるというのは、自分たちにとりましては大変大きなインセンティブになるのはご承知のところかと思えます。

県の補助がある事業について、まず検討させていただくと。そして、もし県の補助がないときに実施することになりますと 100 パーセント真水ということになりますので。例えばその真水を何百万か、あるいは 1,000 万か 2,000 万か。そういったときに、この肺炎球菌のワクチンにその水を入れるのが最適なのか。あるいは、真水であるからこそ、ほかにできることがあるのかということになりますと、検討の内容がちょっと変わってまいります。よって、できれば県の補助を使いながら実施をさせていただくのが一番現実的な、かつ、

協議にもスピード感を持った協議ができるのかなとも思っています。

あと、今議会でまだこの質問が取り上げられておりますので、全部言いますと後の議員さんに大変失礼かと思えます。

また、議会中にも副町長や担当課長とも交えてですね、一生懸命協議もさせていただければと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

次の人にバトンタッチします。この、最後まで全部言うてしもうたらいかんらしいです。

4 問目の方に入らせていただきます。環境保全での地域活性化についてをお伺い致します。

まずあれですけど、下馬荷地区にあります、ちょっとこう脇うか、県道から右に入っていないかんなりですけど、そこの方にあります段々畑とか、田とか畑の段々がありますが、そのあぜ道とかのり面には高知県の絶滅危惧種に指定されております、山野草のヒメノボタン、ヒメユリ、イヌハギなどが自生しておりますが、現状では耕作者の方々の高齢化に伴い、なかなか思うような草刈り等ができにくくなってきております。草刈りというのが、大体年2回必要なようでございます。その作業ができなくなっておりますので、町内の県からの、牧野植物園等から依頼を受けて山野草の調査をする人なんかも時々は刈りに行ったりしていろいろ手は加えているようですが、なかなか手が行き届かないという問題点が出てきておるようでございます。このまま放置すれば、いわゆる人の手が入って初めてそういう山野草が咲くものであって、4、5年、こう草刈りが入らんと絶滅していくというような話を聞いております。

私がこの、なかなかその山野草で地域の活性化というものが難しいかもしれませんが、これは地域にとっては貴重な宝物だと思います。食べ物のおいしいものがあるがと一緒で、そういう貴重な山野草が咲くということもやはり地域にとっては、なかなか普段目にするものでこんなものかなというような部分もあるかもしれませんが、そういうものもやはり地域にとっては大事な宝であり、その環境を守るには、やはり人の手が十分に入らないけません。できればこのような宝物を守るということで、その地域の活性化に生かせるように、いわゆる補助制度。まあ、地域の方々のそういうことに対して燃料代を出すとか、どうしてもいかなければシルバー人材の方なんかを雇用してあげて、草刈りに年1回とか、手を加えるときの大々的なことの対策は私は必要ではないかと思いますが、執行部の考えをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼をします。

森議員の、環境保全での地域活性化についてお答えを致します。

以前、この地域の協議会の方がヒメノボタンを道端に植えて、みんなに楽しんでもらおうというような活動を行っているということを聞いております。

地域活性化につきましては、三原村のヒメノボタンのような里ができて、花で人が集まれる場所になれば、地域の活性化ということにつながるんじゃないかというふうにも思っております。地域の団体等が主体的に、どのように活性化を進めていきたいかが重要になってくるというふうにも思っております。

しかしながら、絶滅危惧（きぐ）種の花などの生息地を知らずということは、採取されるというふうなことにもなります。以前にも、この地域で取っていた人がいたというふうな話を伺っております。この場でもですね、限定される地区名はひょっとしたら避けるべきかもしれません。絶滅危惧（きぐ）種の種類によっては、

地域を限定できないようにすることもひょっとしたら必要なのかもしれませんが、というふうにも思っております。

地域活性化と反する場合も考えられます。今、議員さんが言われましたように、地域の方の作業が必要などということもあろうかと思っておりますので、地域の方と保護の仕方を含めて慎重に協議をしていきたいというふうにも考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

なかなか。

これの一番の発端は、御坊の方の区長さんから何とかならんろうかねという話があって、まあ伏せてましたけど、地域とは全然密着がないというわけではないんです。そういうように地域の方からの声もあったということで。ただ、調査をされてる山野草を調べよう人からの声じゃないんです。地元の人から、そういうように生かせないかなというような声があったことでお伺いしたことであって。

で、さっき課長が言われるように、地域を秘密にするということも必要なことかもしれませんが、なかなか最近罰則が厳しいなっちゃうみたい。なかなか、見つかるときに盗みに来る人はおらんと思いますけど、分かればかなりの罰則があるようです。罰金も、かなりの高額な罰金が科せられるようになってきておるようです。

私が思うに、この山野草が何も地域活性化だけじゃなくって、やはり小学校を巻き込んでとかいう形にして小学生に、いわゆる理科の時間になるんでしょうかね。そういう形で山野草を見て、やはりその地域で育つ花というものに誇りを持ってもらうという教育。ただ環境の方だけじゃなくって、そういう教育の方とも絡み合いにして守っていく。小さいときからそういうものを知り、守るということを教育するというのも一つのいい方法ではなかろうかと思うんです。

ただ、この中であれですけど、ものすごい鮮やかな朱色、私は朱色と思ってますけど、花を付けるのがヒメユリです。ヒメユリはかなり群生してるところがあったんですけど、今はかなり竹に覆われてると思います。一度だけ、10年ぐらい前行ったときにすごく、雑草の中から何十本か生えてきちょうが見たときに、きれいな色という頭は残ってもおります、印象は、これなんか大体6月から7月にかけて咲きます。県下の自生地域は、これは古い、ごめんなさい、資料やったもので、大方、佐賀というように分類されてる部分の資料だったのでごめんなさい。旧大方とか、あるのは旧東津野村、旧仁淀村、佐川、日高。この辺が県下で一番、この自生をされてるようでございます。

ヒメノボタンは白と紫があるように思いますが、これが9月から10月ごろ咲くようです。これは県下結構、高知市、佐川、旧窪川、旧大野見とか大月、三原、旧大方、土佐清水、旧大正、梶原というように、ほうぼうにあるようです。

で、イヌハギという、これちょっとあんまり、1メートルぐらいの丈になって花を付けるハギ類らしいんですけど。今うんとその、これらが難しいのは、刈る時期があるようです。で、刈るときに一緒に刈ってしまうと、今度時期が悪かったら30センチもせん、その地べたにほうたような形では花を付けるみたいですけど。これは旧の野市、高知市、旧東津野村と、この旧大方で、幡多郡の自生地がここだけと、旧大方だけしかないというような貴重なもののようなようです。

昔には、中馬荷の方にはダイサギソウというのがありましたけど、これはもう恐らくなくなってる。1回、1本咲いちょうを見たこと、記憶ありますけど、かなり大きめのサギソウですけど、これはもう絶滅ではなか

ろうかと思えます。

また、サカワサイシンという、あんまり花とは言いづらいですけど、この山野草なんかは徳島県と高知県で、旧大方が最西南というんですかね、のどこ。ここも岸を刈ってくれようから毎年咲くようです。その花が。見ても、花とはちょっと思えんようなものですけど、まあそういう貴重な種類というものも含まれておりますので、そういうことを含めて、やはり地域を守ることと、それとやはり学習という形とやって取り組んでいけるのではないかというように思いますが。

今言うたように、地域が声を挙げてくれてどういうことにするかということもあるようですが、あの健康ウォーク。福祉課の方じゃなくて健康ウォークなんかにでもこの時期に、8月、ちょっと暑いかもしれませんが、まあちょっと散歩もってそういう所へ。これはただ見に行っても分かりませんので無料で、恐らくこの山野草なんかを調査してる方はガイドをやってくれると思いますので、そういう方を交えて小学校とか大人とかの人を連れて行って、地域の宝物を覚えていただく。それを今度、長い目で見なかったらなかなか地域の活性化にはつながらないと思います。けど、そういうものも含めて取り組んでいくことによって、地域の方々がそれを宝だと思えることがまず一番だと思います。そういうことによって、それを何かの形で地域の活性化に生かしていける方法を見いだしていくということもできろうかと思えます。

ほんで、まあ一番のことは、その環境保全せんことには絶えていくということです。そういうものが。それについて、地域の人にでもかまん取り組む人がおれば、燃料代とか程度のものとかの補助をしていくことによって広げていくこともできろうし。それにはやはり刈る時期とか刈る方法とかもあるみたいですので、そういうところにはそういうボランティアで山野草に詳しい人に出てきていただいて、一緒に作業してもらおうとかいうような形でもかまんけど、そういう取り組みをやっていかんことには、これはもうなくなっていくと。

まあ、住民課長が言うように、場所が知れるということは盗まれるよということも。それはもう私も、そのへの懸念はありますけど。やっぱりそこは地域の人らにに取り組んでいただくということと、それから罰則がかなり厳しいなってるようですので、そういうことも含めてやっぱり住民の方に知っていただくということも必要だと思います。

それで、まあどのように言われても、今先ほど言われたように地域の方々がどのような取り組みをしたいかがまず先ですよということですが、そういう答弁でしたので。

最終的に伺いますけど、まあ三原はヒメノボタンの公園には、管理についてはNPO四万十かいどういう所へ、金額は分かりませんが補助を出しておるようです。それによって公園管理をしているようですけど。これも、ヒメノボタンというのも先ほど課長が言われたように、ある三原の方で、そのヒメノボタンをずうっと種から増やしていった人が、こう道端へ植えていきよった分がこういう形の公園になったみたいです。公園になったというか、そういうことですので。

まずは取り組みとしては、私は守るというんですかね、山野草を。貴重な。その取り組みについて、環境がまず一番、環境が変わることによって絶滅するということを頭に置かんと。それには人の手が入ってあげんと、まずなくなるというものです。それが大事なものと、私は宝じゃないかなと。その蛸瀬川流域にとっては大事な宝ではないかと思うんですが。

そういうことを含めた場合に、もう一度念を押すようになりますけど。まあ、どこでもかまん、区長なら区長さんが、わしらが草を刈るようにするけんいう申し出があった場合に検討というように、その補助の対象、当初ガソリン代でも燃料代でも何でもですけど、そういうような対象として検討がされていくのか。要望があった場合ということでしたので、要望してきた場合にはそういう何らかの手助けがなされるのかをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

まず、絶滅危惧（きぐ）種の保護の観点からは、県もレッドリストというのを作ってですね、保護するという事を出しております。保護の観点からは県の協力もいただきながら保護していくという事を取りたいと思います。

それと、地域の方と協力してということですけども。先ほども言いましたように、地域の方がどんなふうに活性化をやっていくのかということが重要にもなろうかと思えます。作業の話も出ましたので、そのあたりを地域とどんなふうにしていくのかをまず協議してからですね、補助等につきましてはまた今後いろいろ検討をしていきたいというふうに思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

私の質問はこれで、以上、終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、10 時 35 分まで休憩します。

休 憩 10 時 16 分

再 開 10 時 35 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、西村将伸君。

3 番（西村将伸君）

おはようございます。

通告書に基づいて、今回、公営住宅の家賃と、それからこれは中心市街地活性化事業というんですかね、駅前広場のことと、情報基盤整備事業の活用について、3 点の質問を致します。

早速ですけれども、1 点目の公営住宅に入居する若者、ここでは特に子育て世代の家賃について質問をしたいと思えます。

町内には 404 戸の公営住宅がありますけれども、若者定住を目的とする住宅は拳ノ川団地の 4 戸のみです。少子高齢化の時代といわれて久しく、過疎化が進む中にあっても、この町に、これはこの町に限ったことではないですけれども、若者を踏みとどめる独自の方策が感じられていません。

住宅の家賃は世帯収入によって算定されるそうですが、この黒潮町内ではこの厳しい時代背景もあって雇用条件も悪くて、住宅補助とか、社宅が構えられた企業であるとか、住宅にかんする企業福祉が受けられる入居者はほとんどいないのが現状だと思います。民間で働く子育て世代にとってはですね、これからの子どもの養育費や、また、将来のマイホーム建築の計画であるとか、そういったことへの積立てなど、大変ご夫婦で切り詰めた生活をしているんだろうと予測がつくわけですが。

少しでも将来の備えのために、祖父や祖母に、またご近所の方に子どもを預けて、また保育所もあるんですけれども、夫婦で働くと共稼ぎになる。そうすると世帯収入が上がるとですね、今の算定基準では公営住宅の

家賃が翌年には反映されてくるわけです。こういったことが原因でやむを得なく、その入るときには公募で抽選までしてですね、やっと入れた公営住宅から出ていく子育て世代を私は何名か見るわけですが。

若者定住促進策といった観点からすれば、今の入居者負担基準額の算定というのを見直す必要があるのではないかと考えておりますが。

執行部のお考えをまず先にお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、西村議員の1番、公営住宅に入居している若者の家賃についてのカッコ1、若者の定住促進の観点から、条例にある入居者負担基準額の見直しについてのご質問にお答えを致します。

公営住宅の家賃につきましては、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例第13条の規定により、公営住宅法施行令第2条に定める方法により算出した額となっております。

公営住宅の毎月の家賃算定基準につきましては、入居者の収入により家賃算定基礎額が定められておりまして、基礎額に市町村の立地係数、床面積の規模係数、建設時からの経過年数係数を乗じて、入居者負担基準額を算定しております。そして、基準額に公営住宅の設備や利便性の係数を乗じた額が家賃となります。

議員ご質問の、入居者負担基準額を低くなれば家賃も安くなりますが、公営住宅法に基づく町営住宅につきましては基準額の見直しができませんので、ご理解をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

まあ条例で、法律でできないということなんですけれども。

例えばですね、この町営住宅、公営住宅404戸のうち約300戸は、もう起債も終わっておると思うんです。昭和63年以前の住宅については終わってるんだろうと。その条例の見直しができないというのであればですね、そのできない理由が分からないんですけども。

その若者の、私はまず、この過疎化していく中で若い人に居残ってもらおうと。そういった観点から考えたらですね、できるとかできないじゃなく、この法律とか条例なんか、これは住民の幸せのためにできた法律だろうと思うんです。そういった観点からも、私はただできないじゃなくて、その起債の終わった町営住宅については、例えば普通財産にそれを置き換えて、新たなその家賃設定が可能にできるような形。そういったことも考えるべきだろうと思うんです。

ただ、こうしたことを若い人の3名から相談受けたわけなんですけれども、これは例えばですよ、こういった事例があったがです。四万十市で住むご夫婦が佐賀の地区に帰ってきました。非常に黒潮町にとっては交付税、また住民税等々で貢献されるわけなんですけれども。佐賀地区に移り住んだときに、まずケーブルテレビの加入問題がありました。四万十市で住めばそういった負荷も掛かりませんけれども、そういった負荷も掛かり、また毎月1,050円の視聴料も掛かります。ということは、その若い夫婦から相談受けたときには、これではなかなか佐賀では住みにくい。佐賀地域という所が非常に住みにくい、若い人たちにとって地域になってるんじゃないか。そういった相談を受けたわけですね。その加入金であるとか、また工事料、そのときは工事料が確か掛かるときだったんですけどもそれは改善されましたので、工事料については解決着いたんですけども。

全体のそういった相談を受けるうちに、何かやっぱり、今、この不景気な中で、今、先輩議員の方々も婚活とか、何とか独身者を少なくしたいと。そういったことも含めて子育て世代じゃなくてもですね、独身者の人

が親の家から出ていけない状況というものは、やはり私、若い人たちの家賃というのはせいぜい2万円台、3万円まで。そういった、この地域環境を見たらですね、働く。そういった家賃が妥当だろうと思うわけです。

ぜひですね、そのことも含めて。ただ単に条例があるからできないというのではなくて、もう少し角度を変えた考え方、答弁ができないものかどうか、もう一度お聞きします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、西村議員の再質問にお答えを致します。

再度申し上げますけど、公営住宅法に基づく、管理しております住宅につきましては、基準額の見直しはできないということにもなっております。県の方にも確認はしております。

また、公営住宅を建てるときに、起債、建設事業債を充てているわけですけど、現在も昭和63年度以降に建てられた団地等もかなりありますけど、その起債の償還額も約2億6,000万ぐらいが残っております。25年度末ぐらいにですね。

それからまた、住宅の家賃、まあ2万程度とかいうお話もございましたけど。答弁しましたように、収入によって家賃は決まっておりますので、そのときによって少ない年もあるかと思えます。そういう場合は当然、条例第15条の中で家賃の減免、また執行猶予の条項も設けておりますので、その部分については活用しております。

また、若者の定住促進策ということでご質問もございましたけど、今議会でもですね、一般質問にもありましたように、若者の働く場の確保がやはり重要ということも考えております。そのことも踏まえて、いろんな角度からいろいろ知恵も出し合って、定住促進にも努めていきたいというふうにも感じております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

応分の負担ということをいわれてます。もちろん応分の負担というのは公平な計算方法だろうし、考え方だろうとは思ってますね。

ただ、データとしてですね、例えばこんなふうな考え方をされる若いご夫婦もいました。この24年度の決算書、黒潮町ですね。38名の職員に、住宅手当として一人約2万円余りの勘定ですけども、996万3,000円を補助してるわけ。先ほども私、ありましたけれども、その企業福祉が受けられない民間で働く若い世代にね、そういった方策があつてしかるべきだろうと思うんです。それが、私、この質問に当たるに当たって、子どもが一体何人生まれてるかをちょっと調べているうちに、平成22年度は56名の子どもさん生まれてます。で、23年は54人、24年度が46名、今年25年、12月4日までですけども、32名です。どんどんどんどん少なくなっていく。その中で、大方地区で生まれた子が29名、佐賀地区で生まれたのは3名です。6年後の小学校1年生の数が、ひよっとしたら3名かも分かりません。3つの小学校があつて。こういった数字が現実に出てきておって、そこに若者の定住策と。それを考えんというががですね、私、納得がいかんわけですね。

まあ、私の言い方が少しきつくなるかも分かりませんが、例えばですよ、その住所を町外に置いた職員がおるとしますね。その職員は、住所を移した所に住民税とか地方交付税等を払われて、黒潮町には払われんわけですね。そういった職員には住居手当を補助する。一方ですね、住民税や交付税で黒潮町に貢献している民間で働く若者、また住民に対しては何ら手だてがないとしたらですよ、それは住宅法があつてこうだと。こ

れはひとつの、これは国も全部含めてですけれども、地方と大都市、またそういったところに子どもさんがどんどんどんどん、まだ人口がそれほど減少してない地域と、私はわけが違うわけですね。私は同じ住民としてですね、その不公平感を感じておるわけです。

まあ結果的には、私は子育て世代のその人にお話を聞きよううちにですね、月5万円以上というのはこの田舎では、住居家賃としては高いと思う。できればですね、その職員同様に手当しておる2万円弱を減額して、減免措置をして、少しでもその家賃割引と。または、この家賃を割安な定額2万5,000円程度にするとかですね、そういった方策取るべきだろうと思うんですが。

もう一度、すいません。姿勢を。そのへん。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、再質問にお答え致します。

町営住宅の家賃は基本的に、応能応益になっております。特に、町営住宅でも基本はですね、低所得者向けの住宅で。あるいは、その特公賃とか若者住宅については中堅所得の住宅ということで、今建設もされております。それなりの設備も整えております。

従いまして、現在のところ公営住宅で10万4,000円以下の収入の場合ですね、いろいろ控除とかいろいろありますけど。その場合は、最低が現在2万4,200円というランクとなっております。で、最高で今、収入超過にずっとなっていくと、現段階では9万8,000円まで上っていきます。そういう、最初に申しあげましたとおり、公営住宅法または施行令によって基準が設けられておりますので、やはり現段階ではですね、町単独でそれを改正をしていくということは、なかなか非常に困難性があると。

ただ、国費とか起債もなしに単独事業で全部建てた住宅ですよ。そういう場合、独自のその条例でも可能かと思えますけど、現在、404戸管理している住宅につきましてはそれぞれの法によって整備された住宅ですので、その部分はまたご了解をお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

私、手だてを探ってほしいんですね。この法律で、ガチガチでどうしようもないという。

例えば、その建った建物の経過年数係数というのがありますね。これ全部0.91ぐらいで固まってるわけですが。もう20年もたった住宅であれば係数を下げるとか、これは私、可能だろうと思うんです。で、今おっしゃられたその10万4,000円以下でしたかね。それ、2万4,200円になる。やっぱりひとつの手だてをせんと。

また、一人はこういった話がありました。この地域で働く場所というのは四万十市か、黒潮町にない場合ですね。一番大きな従業員を抱えるところいうたら、けんみん病院ですか。けんみん病院へ働く看護師さんおります。その人にしたら、佐賀から通っておってですね、まあその人は住居手当は出るらしいんですけども、むしろ四万十市の方で住めば、むしろ体の負担も掛からんし、いろいろ都合ええわけですね。しかし、例えば子どもさんとその人たちが四万十市に行くと、また住民税も、また交付税にも関係してきますよね。やはりね、現実そういう問題が起きておるわけです。

例えば、災害が起きる前の、人が町外へ出られていく。そういった状態も含めですよ、私は別に佐賀地区にこだわるわけでもないですが、この黒潮町が住みにくい町にはしてほしくないわけですね。

で、その法律のことをよく持ち出されますので、それならちょっと私の主張としてはですね、家賃の法律は

きちっとして、例えば滞納になった2千数百万のお金のことは、ただ催促状だけで出して終わらす。そういうおつもりですか。

そこをちょっとお聞きしたい。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

お答え致します。

最初に言われました、経過年数の係数でございますけど。これにつきましては、当然、年数が古くなれば係数も下がっていきますので、ご了解をお願いします。

それから、後半にその滞納の分についてもお話がありましたけど。滞納の分につきましては、現在、担当の方が計画性を持って滞納処理に当たっております。各世帯の方とですね、催促状を出しただけではなかなか厳しいですので、訪問をし、また庁舎にも来ていただいて、計画的に本年度もやっております。

そういう状況でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

やはり担当課長に考えてほしいのは、この現状を見据えた、その場面から逃げないですね、直視して、実際に執行部会があるときにそういった、私が申し上げた人たちの意見を聞きたければまたご紹介もしますが、そういった生の声を聞いてですね。実際に、佐賀地域で3名しか生まれてないんですから。ということは、若い人はおらんわけよね。この現状を、法律ですからという形ではなくてですね、やっぱり公営住宅、町営住宅にはできるだけ住みやすい、佐賀地域に住んでくださいやと。そういった、私は居住環境を構えるべきだろうと思うんですけどもね。

そういった話し合いは今後されるかどうか、もう一度。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

私の方でお答えさせていただきたいと思います。

非常にこの若者定住ということにつきましては、今回の質問でも縷々（るる）出ております。

町と致しましても、若者の定住につきましては喫緊の課題であるというふうにはとらえておまして、この住宅問題だけではなくですね、やはり今何が一番求められておるか、若者定住にですね。いったことも考えていく必要があるだろうかというふうに思ってます。そういったところで総合的に考えてですね。

例えば、その若者定住といいますか、若者の支援と致しましては、乳幼児というか就学前までの医療費の無料化とか、そういったさまざまな対策を打ちながら、若者定住に寄与していくということを考えていかないとはいけません。

まあひとつ、この公営住宅のそういった家賃の補助とか引き下げ、そういったものもあろうかと思っておりますけれども、そういったことを今後も総合的に考えていく必要があるというふうに思いますので。現在のところその家賃につきましてはいろんな制約もございますので、そういったことを総合的に今後も検討しながらですね、若者定住に寄与できることを考えいきたいというふうには考えておりますので、そのへんもまたご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

私はその若者定住の中で、これは公営住宅にかんして、その1点にだけ絞って質問しました。確かに副町長おっしゃるようになりますね、このことだけじゃなくて、全部の町のいいところばかりを取ってきて、全体にそういった子育て支援をせよと、そういったことを申し上げる気持ちは毛頭ありません。

ただ、これは。まあ、これは最後にしたいんですけども、町長にお聞きします、だったら。

その世代をつなぐと。確か、前の町長の選挙公約であり、命題であつたらうと思うんです。この状況が続けばですね、この町の世代というもののはなかなかつなげていけないと思うわけです。私はこうしたことを直視して、若い世代をとどめる手だてとしてですよ、公営住宅家賃への配慮をお願いしているところですけども、最後に町長にこの所見をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

副町長が答弁申し上げましたとおり、全体的に取り組んでいかなければならないと考えてございます。

家賃が安く設定されるということはですね、1 つはうちの地域に、この町内にお住まいになっていただける一つのインセンティブになるということは重々承知をしております。ただ、この若者世代にですね、随分お話しも聞かせていただきましたし。例えば、若者定住と若干似たところがあるかと思いますが、移住促進であつたりとか。こういった方の、実際に移住されてこられた方との協議もさせていただきました。これまで協議の場も設けて。

やっぱり最大のネックはですね、仕事場だと思います。要は、好きで来られた。あるいは、好きなのでいったんは住むと。しかしながら、その継続性が担保できないと。その最大の理由はやっぱり職場にあるということで、現在とにかく雇用の場を創出すること、最大の課題であると。これは若者定住策の中でも最大の柱になるべき問題だと思ってございます。

また、それ以外にも検討していく必要は十分ございまして、しかしながら、多分に法の制約がある部分、それがどうしてもクリアできないのであれば、そこで担保しようと思った、例えばあの家計の負担減ですね。それがどこか法的にクリアできる場所で負担減ができないかと。そういった検討はしていく必要があろうかと思っております。

いずれにしても、これから引き続きこの若者定住促進につきましては協議の場を設けて、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

話し合いの場を取っていただけるということで。

仕事場については黒潮町のみだけでなく、むしろ今の若い人は、例えば佐賀地区に住んでおって、四万十町、須崎、また四万十市等々ですね。仕事があれば、そこから通勤してくれると私は思っております。

では、検討していただけるということで、ぜひ私が今申し上げたこと、まあ私は極端な例をこの黒潮町に持ち込んでほしいと、そういった気持ちは毛頭ございませんので、ぜひ真剣にそのへんは話し合いしてもらいたいと思います。

それではその次、2点目の中心市街地活性化事業について質問を致します。

本年度、まあ2億円近い予算でしたかね、入野駅前多目的広場の整備事業に取り組んでいるところですけども、立ち退くその商業者や住民、地権者等の交渉はどのようになっておるのか。

また、その進ちよく状況と、できれば完成年度をお聞きをしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、西村議員の2番、中心市街地活性化事業についての(1)、入野駅前多目的広場の整備事業に係る地権者との交渉、および現在までの進ちよく状況と予定している完成年度についてのご質問にお答え致します。

入野駅前多目的広場整備事業は、国道56号大方改良事業に伴い、役場庁舎や家屋および商店の移転、また交通流動が大きく変化することで、地区の都市機能に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、入野駅前周辺を町民や道路利用者および観光客の憩いの場として整備することにより町の活性化の中心拠点として位置付けまして、にぎわいと交流をはぐくむまちづくりで地域経済にも波及効果が期待できる施設として計画しております。平成24年度より、都市再生整備計画事業の補助事業を導入して進めているところでございます。従いまして、現在進めております国道56号大方改良事業とは非常に密接な関係がございます。

昨年度は、市街地、まちづくりの基本方針および駅前多目的広場の基本計画を策定を致しました。本年度は基本方針および基本計画に基づきまして、駅前多目的広場の基本および実施設計等を現在実施中でございます。

本年度の主な動きと致しましては、地権者への測量立ち入りの承諾、および駅前広場計画の趣旨等の説明、広場施設計画につきまして関係機関との協議や移転商店等への出店可能性のヒアリング調査、また施設ニーズ調査等を行ってまいりました。また、大方改良事業に関連します駅前線整備と駅前広場計画に係る用地補償について、国土交通省との協議や、開発協議および事業認定取得等に向け、高知県との事前協議等も併せて進めてまいりました。

現状での課題と致しましては、駅前多目的広場に関係する大方改良事業移転者、商店も含まれますけど。対象者の用地交渉が現在継続中で、流動的な状況になっております。このため、商業者の移転時期と駅前広場の整備時期にずれが生じる恐れが懸念されます。また、周辺住民の皆さま方にこれまで十分な計画説明ができておりませんでしたので、事業への合意形成にも相当な時間をまだまだ要するんじゃないかということは想定をされております。

以上の状況を踏まえますと、多額の事業費、現在で約5億6,000万円ほど計画しておりますけど。それとまた、開発面積約1ヘクタールが適当なのか。また、地権者から大切な用地の提供が受けられるのかという、もろもろのことがございます。こういうものを整理した結果、駅前多目的広場整備計画の再検討が必要と判断を致しまして、現在、計画の見直しも進めているところでございます。

今後は早急に整備計画の見直しも図り、移転対象者の皆さま、および地権者の皆さま方に対し十分なお説明を申し上げ、合意形成を図ってまいりたいと存じます。

なお、完成予定年度につきましては、今後の見直し計画にもよりますが、流動的となりますが、大方改良事業完成時期までにはと考えるはおります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

用地交渉は継続中ということで、まだ終了はしていないということなんですけどね。また、その実施設計に当たって、十分そこまで住民に十分な説明ができていなかった。

当初これは、確かこの地域でまちづくり委員会というものがあった、その中の話し合いがたたき台であると、そういったようなお話を聞いた記憶があるんですけども、十分な説明ではなかったということ、ちょっと若干、私とのずれがあるかもしれませんが。

ただ、この交渉する中でですね、1点のことをお聞きしたいんですけども。その立ち退きの対象者に、借り家に例えば自ら投資して店をした方がおられると思うんです。その営業されていた方のお話ではですね、もう店は早々と閉じてますけれども。これまでの交渉内容は、補償費の話になると係の職員からは法律を盾に取って、家主とあなたで解決することで、その補償金額は言えないと。この一点張りだったと私はお聞きしておるわけですけども。その営業主はですね、このことで納得をしていないばかりか、今、役場に対して不信感さえ持たれております。

その金額の提示ができないという、何のためのこれは、その営業されている方の交渉であったのか、ちょっと私も意味が分からんわけですが。なぜその金額の提示ができなかったのか。

その法律等々含めて、お答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、西村議員の再質問にお答えを致します。

まず初めに、この国道56号大方改良事業の用地買収に伴うことでございますけど、現在、国の方より事務委託を受けて、町の方で用地交渉を行っております。基本的にですね、各地権者へ用地交渉を行うわけでございますけど、議員おっしゃられたとおり地権者と借り主がおる場合ですね、両者に交渉はしてまいります。当然、借り主の方には当然営業があれば営業補償なんかも掛かってまいりますので、両者に交渉と。そして用地補償額が算定をされますと、基本的に地権者の方と交渉を行ってまいります。なかなか、どちらがそういうリフォームをしたのかということもなかなか判断しにくいのです。ただ、その分は金額的には分かるようにはなると思いますが、そういう状況で協議を行っていきます。

先ほど言われました件につきましては、用地交渉の内容については個人情報もいろいろございます。今後の事業を進める上に当たっても、交渉に当たってもいろいろ影響を致しますので、詳しいことにつきましてはお答えすることはできません。

ただ、交渉説明の方はですね、担当が何回か行き、その経緯等については十分説明をしたつもりでおります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

まあ課長にすればですね、直接行ったわけでないでしょうから。そのきちんとした用地交渉はしたと。そういったお話なんだろうと思うんですが。

ただ、立ち退きをする場合のその補償費というのは、これは誰でもが想像がつくと思うんですけど、その営業されているその方の立場になればですね、そんなに難しい話じゃないだろうと。営業補償って最低でもですね、そこに。私がお聞きすると、そこは以前は電気屋さんか何かのお店だったと。それが喫茶店になったりしたらですね、その当初はもちろん、電気さんとあれとは内装が違いますので、まあ機械等類、また電気設備等々含めてですね、およそ想像つくんだらうと思う。そういう、その投資した部分というのが施設の補償に

なるだろうと彼も考えておったようですけども、それが私、人情だろうと思うんですよ。また、それが最低条件の話になるんだらうと思うんですね。なぜ、例えば金額言えなくても、最初投資した金額。まあ税務課の課長にすればですね、減価償却しちゃうきそれほどの値打ちはないと言われるかもしれません。しかし、個人のお店やられよう方は、減価償却というのはあくまでも税務上の話で、利益の挙がらないお店は、また企業は、減価償却取りたくても取れませんよね。赤字ですから。

ただ、私残念なのは、その駅前広場としてですね、多目的広場。今、課長おっしゃいました、その憩いの場、またにぎわい、そういった交流施設を造りたいんだと。そういった目的で開発されようことがですよ、若いご夫婦が一生懸命働きよったその就労の場というものをですね、逆に失ってしまう。私、先の質問もそうなんですけども、ほんとに子育て、今、3歳の子どもがおったと思うんですけども、子育てしようその就労の場を失う。例えば課長自身もですね、自分の若いときに置き換えて、その場で自分が仕事を失ったときどんな状態になるだろうと。やはり、そこに寄り添うような交渉がないと、これからまだ立ち退きの場所は何カ所かあると思うんです。私は、ただ法律法律と。それはもちろん公務員の仕事は法律を順守することから始まります。しかし、そこに相手の立場に立った思いやりある交渉していかないと。

私はその中で彼に忠告したのは、なかなか個人の利益というか、その補償というもの、自分の口からなかなか言い出しにくい。できれば商工会等を通じて、商工会の団体からあなたの思いを役場の方に伝えたらどうかねえと、そういったアドバイスをしてきました。ところが商工会の方も、私、この質問の前に聞くと、どうもそのへんがねやと。私やっぱり、交渉というのは人と人とですから。ただお金と物とじゃなくてですね、そういった姿勢が必要だらうと思うんです。そういった寄り添った交渉ができるようにですね、これからも進ちょくを図るためにはほんとに大切だらうと思うんですが。

もちろん、交渉に行く前にはなから立ち退きを拒否する人、まあそういう人ならば、それは法律も大事だらうと思うんですよ。しかし、立ち退くことが前提に交渉しましょうと。その話し合いに乗ってくれた人に対してはですね、あんまり法律とかですね、こういう決まりですからと。逆に難しい話になると、これは国からの委託事業ですからと。そういった話になると、物事は次第にこじれていく。そういった考え方も、また、そういう姿勢が必要だらうと思うんです。

私はぜひですね、その誤解があると思うならですよ、役所の考え方を述べて、また地道に話し合うて、役場への不信感を取り除いてほしいと思うんです。現時点でその営業者は1円の立ち退き料も頂いてないし、話し合いというよりも僕も感情的になりましたと、そういった話があったんです。

ぜひそのへんの、これからのこともありますので、課長、どういった姿勢で用地交渉をする。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

お答え致します。

現在お話しされましたけど、双方には両者の思いを十分お聞きをし、それぞれにお伝えを致しております。担当の方から。その上で両者のお話し合いの結果だと思しますので、町としましてはその協議内容については一切承知をしておりますので、その付近どういういきさつかは分かりません。

ただ、今議員おっしゃったように、今後の用地交渉につきましては相手の立場に立ち、誠心誠意の持って交渉に携わっていきたいと思いますので、今後もまたご支援等もよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

双方の話でと。私ね、金額のことじゃなくて、最初に申し上げたように、当初投資した金額。

例えばその話、昨日、おとといでしたか、その彼にお伺いしましたらね、次の資金はもう事業資金がないから、どこにやろうにもできんがじゃと。私が先にお聞きしたのは、その金額は提示しなくても、最初投資した金額程度は補償できると思いますとかですね、その程度の話し合いはできなかったんですか。私、そこをお聞きしようがですが。

その話はもう済んだ話で、もうなしよという話なんでしょうかね。このへん。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

何度も繰り返しになりますけど、それは双方の協議に基づいての話になっていきますので。当然、提示は町がしますけど、その後についてはもう両者の協議になります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

双方の話し合い。

私、聞くところによると、その地主の方が最優先されて、借りた側の方はどちらかという、その肝心要で地主の方には金額の提示はしたんじゃないですか。

もしですね、そういうことがまかり通るなら、例えば今度、中角周辺に高速道路のインターチェンジできますね。そこにハウスが建ってます。例えば、僕は一つのハウスの地主なんですけれども、そしたら私にその話の交渉の金額が分かっても、ハウス農家の人にはそのハウスの立ち退き料の提示はされんわけですか。

そこをひとつ、1点だけ。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

お答えします。

大変申し訳ございませんけども、やはり用地交渉段階の中でいろいろな個人情報もやっばありますので、これ以上のことは私の方からはお答えすることはできませんので、ご了解お願いを致します。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

個人情報というより、金額の提示もなしに、じゃなくて、最初、当初投資した金額程度ということらあ、何の個人情報にもならんだろうし。むしろですね、その家主と借り手。この立場を考えたら借り手の方がどうしても弱いですよ、物事というのは。私は常識的にその、課長いつも、その何かこう決まり事で物事を全部図っていく。それは、ある面によったらそれはスムーズにいく場合がありますよ。しかし、人ですからね。やっぱり気持ちというものとか、まちづくり課の方がほんとに親身になって、ようやってくれましたと。ちょっと思った金額よりも少なかったけれども、これで納得せないかんねえと。私、そういう話にならないかんと思うがですけどもね。

まあ、もうそれはそれでいいでしょう。それはそれ以上のことはお答えできんということですからね。ただ

ほんとに、いったんはその営業者との話し合いも今後持ってもらいたいと思います。

そのこと含めて、この駅前広場というの、これは今、憩いの場とかにぎわい、またその交流施設を造りたいんだと言ったんですが、この全体像が私には妙に、今、私には見えてませんけれども。その多目的広場というのは商業施設に重点を置くのか、どういった形のものになるのかですね、交流施設というんですけど。

その内容をお聞きしたいと思います。最後に。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

現在、計画しております広場の中身でございますけど、主に情報発信系の系列の施設と、飲食、物販系の施設のようになろうかと思えます。

情報発信系の方につきましては、いろいろ観光面で、現在この大方地域につきましては砂浜美術館構想とかを基本に振興計画等も進めておりますけど、そういうものを中心的にそういう発信をしていきたいというのが1つでございます。

それから当然、飲食系、物販系につきましては、基本的に当事業につきましては大方改良事業に伴う移転対象施設の受け皿を確保ということをはじめ、活力のある施設を集約をさせてですね、コンパクトな生活中心とした利便性を図るような中心地域ですか。そういう市街地を造っていききたいということで始めましたので、当然、この近辺にあられますいろんな商店を集約できればと。また、新たに新店可能な店がありましたら願いをするというようなことで、現在進めております。

いろいろと町内の商店等につきましても、この夏にも調査、ヒアリング等もお聞きをしました。出店可能なのかどうかとかいうことを聞いておりますので、今後はですね、その意向も踏まえて計画づくりをしていきたいと。

ただ、冒頭に言いましたように改良事業とも密接に関連しますので、その付近でいろいろ規模等も変わってくる可能性もあると。

現在はそういうような状況でございます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、ちょっと補足をさせていただきます。

課長の1回目の答弁でも少し触れたんですけど、現在、見直しも進めているところでございます。というのは、この事業だけではないんですけれども、昨年3月31日の新想定発表後の初めての議会だったかと思えます。すべての事業について見直しも余儀なくされるであろうということでその作業を進めてまいりますといった一貫の中で、この事業につきましても見直しを進めているところです。まず、それが一つの見直しの理由であつて。

それからもう1つは、大方改良の本線工事にも密接に関連のある事業でございますけれども、本線工事と絡めまして国が施工する関連付帯工事、こちらとも非常に密接な関連がある事業になってございます。

そういった中で、これから細部にわたって微調整であったりとか、あるいは付帯工事の計画変更なんかが出てまいります。そうになりましたときには、自分たちが当初想定していた状況と若干変更があるというようなことにも、実はなるかも分からないということにもなっております。よって、自分たちが当初計画していた

のは、この大方改良、本線ならびに関連事業で移転を余儀なくされる店舗、この対応がまず第一。そして、どうせその店舗をどこかに移転しなければならないということであれば、商業的に少しでも有利な立地条件でご商売をしていただきたいということで集積を考える。そしてかつ、せっかく集積するのであれば、その他これを機会にその有利な立地条件でご商売を始めたいといった方が出てくることも予想し、そのための受け皿も併設するといったようなことで計画を進めてまいりました。

しかしながら、今後見直しいかんによっては、最初の目的、いわゆる移転対象店舗ですね。こちらへの対応のミニマムな事業計画ということになることも想定して、今、計画の見直しを進めているところでございます。

もう少し時間はかかりますが、また報告させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

見直しということは、まあ全体像はなかなか、それから変わってくるだろうということですので、これはこれ以上の質問は難しいかと思えますけども。

ただ、この事業というか、このバイパスの関係のときに、私、もう5年前ぐらいになるんでしょうかね、質問した折には、やはり、まあ3.11がありませんでしたからね、津波のことはもう度外視して、せっかくこの町の中を抜いていくバイパス沿いに、旧国道に当たるお店、まあガソリンスタンドであったり、いちげんのお客さんが入られる喫茶店であったり、そういったお店が集約できる所を造ってほしいもんだと、そういった要望の質問をしたことがあります。まあ難しい、これはひとつの事業になってしまいましたけれども、できるだけ今立ち退く商業者。商業者というのはほんとに弱い立場で、その弱い立場でありながらですね、雇用の場としたら、ご夫婦で、年中無休であったり、それから残業手当を要求するわけでもない。2人の立派な就労の場であるわけですので。そういったことも含めですね、ぜひ商工会等も含めて、商業者への思いやった、そういった事業にしていきたいと思えます。

では3点目、情報基盤整備の活用について質問を致します。

これ、担当課長は大変、今、避難道とか避難タワーであるとか、2日前も同行していただきましたけど、ほんとに忙しい中で質問はどうかとは思いますが、ただ来年度に向けてですね、やっぱりここに書きましたけれども、告知端末とかですね、この基盤整備によって。ケーブルテレビ、またインターネットによって情報化時代に対応したまちづくりを目的とするんだと。そういったことで整備されてきたわけですけども。

ただ、私が感じるのは、告知端末機を除けばですね、今、地区長が毎月配る広報紙、この紙媒体含めてですね、この多さ一つ考えても、どうもこのケーブルテレビ、告知端末、全部を総合すればもっと区長さんの肩の荷も少しは下りるような方法が取れんかなと、そういったことも考えておるわけですけども。そういった意味でも、情報化された町とはちょっとこう言い難いと思ってるわけです。

これからの進展をまず期待してお聞きするわけですが、確かにこの情報を流すということは、住民とコミュニケーションを図る上で随分必要なことなんですけどもね、大切なことだろうと思うんです。ただ、一方的に告知端末も声が流れてきて、テレビからは画面で、また、そのインターネットもあるんですけども。一方的にどんどん送られてくる、提供されるその情報に対してですね、町民がどのようなニーズを持ちようが。必要性があるが。ない情報もあるんだろうと思う。どのように、その接し方しているか。

私、まだ丸2年ですか、このことが整備されてね、これまでにまだ明確なデータというものがないんだろうと思うんです。今、その結果にいろいろな考え方、またいろんな層の町民に対してですね、多様化していく広報手段というものをどのように活用するかですね。こういったことが明確にしていく必要が、もう来年度あた

りはあるんじゃないかと思ってるんです。

そういったこと含めて、来年度に向けたケーブル事業のことについて、まずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、西村議員の3番目のご質問、情報基盤整備事業の活用についてのご質問にお答えしたいと思います。

今後の、これからの進展を期待して対応を問うということでご質問いただいておりますけれど、今後の対策としては、情報通信基盤整備において設置したケーブルテレビや文字放送により、告知端末による音声データだけではなくて、目で見える文字データとして住民の皆さまに情報が届けられるような進展を考えております。

ただそのためには、現在のケーブルテレビ加入率を増加させることがまず必要でありますので、その方法として、やはり区域外放送などの放送コンテンツ、放送の種類を盛り込み、加入促進につなげていきたいと思っております。

また、災害時におきましても、音声だけではなくて文字で情報を伝えることは非常に大きな意味があると考えておまして、その手段として現在急速に普及している携帯電話をはじめとした、いわゆるモバイルツールを利用できないか、各種関係者と検討を進めているところでございます。

また、現在、告知放送、FM ラジオに使用している端末についても、別用途にて使用できる空きチャンネル、これは3チャンネルほどあるわけでございますけれど、そのチャンネルを有効活用する方法についても検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

その上に付加してほしいことがあるんですけども。

この情報に対する町民からのさまざまな、ほんとは提案とか要望とか意見とか、そういった拾い上げることができるような統一的なそのルールというものが今はないんですけども、一方的にその情報が流されるというよりも、行政と町民とキャッチボールをする必要があると思うんです。これは町長が地域を回って、60地区回る。そういった意味にも通じるわけでしてね。そういったことへの対応は考えられるおつもりはないかどうか。

また、ひとつのその、役場の中でもこのことが、情報防災課ですか、それだけで話される。そのことを把握して評価したりとか、そういう反省するとか、そんなことになっておるんだらうと思うんですが。その対策として、情報の伝達情報とか効果を定期的に評価して反映できるようなシステム。まあ、各課の情報発信状況を把握して評価できる体制を整備するとかですわね。ケーブルテレビへの加入を促進、これはちょうど1年前に、私、この加入促進のことを質問致しました。そういったことへの今の状況。

そのことを2点目にお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、西村議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、住民からの提案、意見、どういうふうにとらえておるのかというふうなことにつきまして、まずお答

えしたいと思います。

平成24年度の2月から、そして今年度の1月までの1年間でございますけれど、緊急雇用対策促進事業を利用して、当初4名の方を情報通信基盤活用相談員として雇用させていただきました、各戸、戸別訪問をしてまいりました。途中で2名ほど、体調を崩したり個人の理由で辞められて、結果的に現在2名で活動しておりますけれど。その結果、佐賀地域におきましては一軒一軒の訪問、ほぼ98パーセントぐらい終了しております。その後、大方地域に入って、大方の方が2名減った関係で計画よりも進捗率が上がっておりませんが、そういうふうな一軒一軒のご家庭を訪問する中で、町が整備した情報通信基盤施設の利用方法、あるいはそれぞれの世帯のお声を聞いてきております。このことについては今月24日に行われる区長会でもご報告をさせていただく予定でございますけれど、まずはそういうようなことをここ1年間やってまいりました。

それから、各課の情報発信の方法についてのご質問もございましたけれど。これにつきましてはケーブルテレビを利用してはですね、各課が輪番制で各課の情報を流しております。ただ、テレビの加入率がまだ40パーセント程度でございますので、そういう意味では全町的な情報発信としては少し弱いかなというふうに考えております。

そして、加入促進の最も私どもが重点的に取り組んでおります区域外放送につきましては、もうこの手続きにつきましてはかれこれ、いろんな方との協議も5年前から続けておまして、町の方が放送を始めてからももう3年目になりますので、町としてはもうこの国の、総務省の出してる日本の基幹放送普及の基本計画を表した総務省の告示でございます基幹放送普及計画に基づきますと、テレビジョン放送では最低でもNHKデジタル総合テレビ1局、1波、それとNHKデジタル教育テレビ1波、その他民放4系統を全国であまねく受信可能にするというのが、この総務省の基本計画でございます。この計画によって近隣市町ですね、四万十市、四万十町では、民放4につきましても4波可能になっております。黒潮町のみが3波で止まっておりますので、当然住民感情としてもですね、そこはやっぱり国の方針に基づいた環境整備をしなければやはり満足しないだろうと。そこをきちっとさせていきたい。

また、現在のように南海トラフ地震において日本一危ないといわれる町でございますので、ある意味ではこのテレビを通じた民放の情報というのは、今の状況では四万十市の方の系統から電波が飛んでくる。ところがもう一方、今私どもが進めてるのは別系統、四万十町の方から情報を得るというようなシステムを考えておりますので。それも災害に強い情報システムとしてもですね、何としてもこの現在の区域外放送を達成したいと考えておまして、この進捗状況につきましては大詰めに来ておると認識しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

四万十町の例も挙げていただきました。四万十町のかなり下に、十和地区で取り組んでおった分ですね。充実図られるのが当然だろうと思うんです。課長も忙しい中、いろいろなことに取り組まれておることはよく分かりましたけれども。

これただ、今、自主放送へのまた取り組み、それから行政情報番組への取り組みということをお聞きしたんですけれども、その中のもう1つ、データ放送といいですかね。例えば、この田舎ですから冠婚葬祭のそういった文字で出されるそういったものも必要だろうし、もう1つは、大きな今の課題。その災害時の緊急放送ということになるんだろうと思うんです。その災害時の緊急放送等含めて来年度ですか、四万十町ではその中継車と。非常用電源車にも災害時に使えるということで、そういったものにも取り組むんだそうですが。

そのへんのところを課長、これからの計画の中でそんなお考えはないかどうかお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

西村議員のご質問にお答えしたいと思います。

データ放送につきましては、既にシステム的には組み込んでおりますので、あとはこの内容をいかに充実するか。

先ほどもおっしゃられました冠婚葬祭のデータにつきましても、当町の方ではもうそれが可能になっております。ところが、そのデータが途切れることなく多くの方から情報が入ってきて、日々活用できるというところがまだ不十分であるというふうに思っておりますので。その既存のシステムを十分使い切るようなソフト的な対策、これについてはもう精いっぱいサービスセンターの方とも力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

あと、やはり今、最重要課題として取り組むのは区域外放送の実現でございまして、中継車につきましては幾つかのポイントで実況中継するようなことは可能な所もあります。例えば、ふるさと総合センターで先ほどシンポジウムを実況中継したとか、ふるさと総合センターでやったやつを同時にあかつき館で放送するとかいうような、幾つかのポイントは少しずつ整備は進めておりますけれど、まだ四万十町さんのようにですね、まだ充実はしてない状況ではないかと思っております。

これは、振り返ればですね、加入率の問題があつて。やはり事業費的に収入がアップしてこない、なかなかそういう部分もできにくい分もございまして、その分も含めて加入促進に力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

加入率というのはほんとに、今はもうほとんど入られておると、まあ職員の方々はね。ことに、大方地区でその職員の方には全員加入してもらえるように。

また、今、加入促進を図っておる課は情報防災課でされようそうですが、委託もされてないようですので、同じ仲間がやる事業に対して全員の職員が協力してもらいたい、そういった思いも私にはあります。

それと、区長会で話し合われると。ほんで、できたらその区長さんが毎月お配りする、その紙媒体と、そうしたものも含め、その軽減が図れること。どういったところは必要であるかどうか。受け取る側の住民も、どれが大事で、今はこのことは緊急じゃないというようなことまでいっぱいこう来ますのでね、なかなか私自身も整理することの方が難しいというのが現状です。そのへんをぜひ区長会でもお話ししてほしいと思います。

確かにデータ放送については、給食センターの献立とかそういったことは見たことはあるがですけども、なかなか難しい部分もあるようですが。

とにもかくもですね、せつかく 20 数億円も掛けた整備でございまして、みんなが使い勝手のえい、また課長おっしゃったように、チャンネル数が増えることがお客さんの一番の魅力だろうと思うんです。

そういったことにぜひ、加入を増やしてもらうことに期待致しまして、20 分あまり余りましたけど、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうも。

議長（山本久夫君）

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 49分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

今回は3件について質問致しますが、振り返ってみますと、図らずも3件のうちの2件が、私が最初に一般質問をさせていただきました23年の9月期でしたか、もらった件が2件含まれております。共に、私としても取り組むべき課題であったのだなと感じているところでございます。

まず、問い1の震災、津波対策についてでございますが、先月11月22日の南海トラフ巨大地震対策特別措置法成立を受けまして質問致します。

この南海トラフ巨大地震対策特別措置法関連の質問は、昨日、一般質問をされた3名の議員全員から質問がありました。その概要などについて、大方といたしますが詳しい内容の回答もありましたので重複する所も多くあるかと思いますが、私なりに質問を致します。

昨日の質疑、討論の中でも明らかになりましたけれども、この課題を推進するために並行して進めなければならない対策と致しまして、法的整備、財政的な支援、それから住民意識の向上の3点があると思われまます。昨日の一般質問への答弁で、同様の内容も示されております。

まず、法的整備、財政的支援の面になるかと思うのですが、(1)と致しまして、高台の国営農地の宅地利用を可能とするなど、高台移転への環境整備などの状況を問うとしております。その中で用地の確保につきましてですが、大方地域には幸いなことと申しますか、高台の国営農地や弘野団地横の県が管理する土地など、宅地化が比較的容易と思われる土地がありますが、こと佐賀地域につきましては地形上厳しい課題と思われまます。これについての対策をまず問いたいと思ひます。

また、高台移転の方法。昨日も出てまいりましたけれども、集団移転とか個別移転とかいったものが出てまいりましたけれども、それについてどのように考えておられるでしょうか。

加えまして、住民の高台移転の時期は、今回の措置法の決定に伴いまして早まるのか。

といった3点について、まず答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の震災、津波対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、高台移転への環境整備などの状況にかんするご質問に対して、通告書に基づいてお答えしたいと思います。

11月22日の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の成立により、防災集団移転促進事業の弾力的な運用が示され、高台移転を行う場合の農地法の農地転用許認可要件の緩和が示されました。黒潮町は、第2次の黒潮町南海地震津波防災計画の基本的な考え方の、安全な住宅地の形成についてという指針の中で、レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については地元住民の意向を踏まえながら長期計画を

定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ新たな住宅地の形成を目指すという方向性を示しております。そのためには、住民の合意形成と併せて町の財政的負担能力の見極めが欠かせません。そのため、今後出される政省令を注視するとともに、具体的な事例をもって高台移転への実現性を探っていきたいと考えております。

ご質問いただきました財政的な支援、そしてその方法、そして住民高台移転の時期について具体的なお質問もございましたけれど、今のところはやはりそういうふうな具体的な事例をもってですね、高台移転の実現性を探っていきたいというような時期でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

3点ほど質問させていただいたのですが、移転の方法、集団移転か個別移転かといった件ですね。

あと、これまでに町の方から住民の高台移転の時期を概要としてちょっと示していただいておりますのですが、それから早まるのかという質問をさせてもらったと思うのですが、2点が妙に漏れとったように思いますが、答弁願います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

最初の方法についてでございますけれど、昨日、町長の方から回答させてもらいましたとおり、まず現在の制度の中で最も国の支援の厚い制度、いわゆる防災集団移転促進事業というのが現在のところ最も有利であって、そして、今回の南海トラフ特措法の中でもですね、そこが相当、法律が成立したことによって弾力的な運用が可能になってきているということで、まずはそこを中心に方法を研究しております。ただ、そのほかでも区画整理もありますし、あるいは防災集団移転促進事業と区画整理のミックスしたもの、さまざまな形があります。

それから、小さい軒数の住宅の移転であればですね、がけ地にかんする移転の方法もありまして、幾つかの制度、施策について、現在は出口地区でやられてる勉強会の中で具体的な事例をもってさまざまな方法を検討してるところでございます。

それから、時期についてのご質問。これは宮川議員のおっしゃられたのは、現在、黒潮町が示している基本的な考え方の中のタイムスケジュールのことをおっしゃられたと思うんですけど。そのスケジュールはおおむね24年から5年間の間に土地利用を含めて概要の計画を定め、そして中長期の期間で高台移転を含めたすべての施策を完了するというふうな計画のことだと思うんですけど。その計画については、現在のところは変更ございません。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

では、続きまして（2）の方へいきたいと思いますが。

住民の意識の向上を目的とした地区別勉強会を早急に開くべきと考えるが、いかがかとして問うております。先般行われました避難カルテ作成のための地区別懇談会は、住民に正しい知識や種々の判断材料を提供する

という意味で、ひいては防災意識の向上の観点からも大きな成果があったと感じております。

また反面、このことに限ったことではありませんが、津波の情報、例えば34.4メートルの話を取っても、入野地区の多くの住民がこの地区別懇談会の開催以前には、自分たちの地区に34.4メートルの津波が来ると思っていた方が多くおいででした。このことが象徴しておりますように、情報を正しく伝えるということはなかなか難しいことだとも痛感させられたことでございます。

一方、先般の新聞報道に出口地区の高台移転の勉強会の記事が載っておりました。昨日の一般質問への答弁の中にも、この出口地区の高台移転の勉強会について詳しい説明もありました。さらに、昨日の一般質問におきまして、佐賀地区における高台移転に向けた宅地の用地造成にかんする質問に、住民の意向を聞きたい旨の答弁もありました。こういったことを受けまして、住民の意識の向上を目的とした地区別の勉強会が必要だと痛感しているところでございます。

従いまして、この勉強会を早急に開くべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の震災、津波対策についての2番目のご質問、地区別の勉強会にかんするご質問でございますけれど。

庁舎建設に係るアンケート調査の中で、高台移転のアンケートをしております。その中で、今後、現在お住まいの場所から津波浸水被害を受けない高台などへの移転を希望しますかという設問に対して、回答をいただいた1,665人のうち、すぐにでも移転したい、移転を予定している、移転先があれば移転したいを合計すると413人、率にすると24.8パーセントとなっております。さらに、子や孫の世代は移転させたいと答えた人を加えると606人、36.4パーセントになります。このことから、黒潮町としては安全な住宅地の形成は単に防災という切り口だけではなくて、まちづくりの根幹として考えていかなければならない課題であろうと認識しております。

しかしながら、国や県の支援制度の見極め、町の財政的負担能力の見極め、住民の合意形成の在り方等、大変慎重に対応しなければ、これは町の存亡にも影響してくるほどの大きな課題であることから、まずは各地で多数行う地区別勉強会ではなくて、出口の地区をモデル地区とした勉強会をまず実施して、その中で今後の展開を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

今、避難カルテの中のアンケートのことでしたかね。アンケートの結果を教えてくださいなのですが。

先ほども少し申しましたけども、なかなか住民の方に正しい知識ですかね、それから判断材料が、なかなか行き渡ってないんじゃないかというふうに感じる場所があります。そのアンケートの書かれた時点で、その住民の方がどのような情報を持っておられたかということで、またそのアンケートの結果というのが大きく変わってこようと思います。

振り返ってみますと、私ども議員もあの3.11の大津波の惨状の現場を23年の7月でしたか見させてもらいまして、そのときの印象で、これは高台移転が必要なことだというふうに私は痛感して帰ってまいりました。

先ほど出口の例も出ましたけれども、ほかの、例えば入野地区、また佐賀の明神、会所地区というんですか

ね。ああいった大きな世帯がある地区につきましてはですね、ぜひ勉強会を早急にやっていただいて、住民の方に多くの考え方、また選択肢とかいったものが住民の方に伝えていただきたい。

そういった意味で、再度その勉強会の早期実現を求めますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど説明しましたアンケートですけれど、カルテのワークショップの中のアンケートではございません。これは庁舎の移転建設にかんする住民意識調査の中で、高台移転にかんするアンケートの設問がございました。その結果、先ほど申し上げた数値で、高台移転にかんする住民の意識が把握されております。

それで勉強会の早期開催につきましてですけれど、入野地区とか佐賀地区、こちらの方でも勉強会をしてはどうかというご意見でございますけれど。やがてはしなければならない時期があろうかと思うんですけれど、現在のところは住民が判断する材料がないということでございますけれど、町自体もまだ判断する材料がない状況でございますので、今は高知県のご協力をいただきながら出口地区の勉強会をモデルとして、そこで一定整理をして、実際、南海トラフの地震に関する特別措置法がですね、今後出る政省令も踏まえて、実際どれぐらい現実的に市町村が使えるものなのか。その中で、市町村の負担がどれぐらい必要なものであるか。あるいは、住民合意に対してどれぐらい難しいものなのか。あるいは、農地転用なんかがどれぐらい弾力的に実際できるのか。というふうな部分をもう少し具体的に整理した中で、その後に勉強会については全体的に広げていくような方向の方が、より混乱も少なく整理できた取り組みになれるのではないかと考えております。

また、各地で勉強会を一度に展開するとなると、もちろん県の方も対応できないと思いますし、町の私どもの部署でもマンパワー不足という問題も現実的に見えてきますので、そこはやり方を一定整理しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

ちょっと質問が前後するかもしれませんが答弁は要りませんけども。高台移転につきましては、その高台移転する用地が、なかなか浸水地域をすべて上げれるような用地を確保するという事は形状的に見てなかなか難しいと思われまますので、そのあたりも十分検討されてやっていただきたいと思います。

2問目の方へいきたいと思います。2問目は、少子化対策ということで質問をさせていただきます。

前回の9月定例会で当町の少子高齢化対策として雇用の創出の観点から質問をさせていただきましたが、同じ問題について別の観点から質問をしたいと思っております。

(1)番としまして、当町の婚活支援事業の取り組み状況と、その成果の概要を問うと致しております。この件も、昨日、先輩議員が一般質問されましたので重複することも多いかと思いますが、よろしくお願い致します。

昨日の一般質問の答弁の中に、蜷川のであいの里での実績についての説明もありました。私、個人的なことですが、たまにですが、であいの里のモーニングを利用させていただいているのですが、たまたま当日に出向いておりまして、若い大学生と思える男女が多くおりましたので何かの研修かなと思ってお聞きしましたところ、出会いの場であるとのことで、まあモーニングは遠慮をして帰ってきたのを思い出しましたが、この場に

参加された方々の年齢構成などが分かっていたら教えてください。

この年齢構成をお聞きするのはですね、黒潮町内に限ったことではございませんが、30代から50代の独身の男女が多く見受けられます。よく、以前は青年団があってねえという話も多く聞きます。そういったことだけではないと思いますが、現実には先ほど述べたような状況となっております。

こちらへの対策が重要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、宮川議員の2番目の少子化対策についての（1）のことについてお答えを致します。

当町、黒潮町の結婚支援事業の取り組みの状況と成果の概要を問うということでございますけれども、黒潮町が事業主体となった結婚支援事業は、現在実施しておりません。昨日の矢野議員の一般質問でもお答えを致しましたように、町内のまちおこしグループによる婚活イベントが昨年と今年の2回開催されまして、合計5組のカップルが誕生したという成果が挙がっております。

このまちおこしグループが活用した事業は、こうち出会いのきっかけ応援事業ということでございまして、高知県少子対策課の所管で実施されてございます。グループの一人が県のホームページで知って、応募を企画したそうでございます。

事業概要につきましては、独身男女の出会いのきっかけとなるイベントを実施する団体に、高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金による助成を行います、というものでございます。イベント等への参加対象者は、県内在住で20歳以上の独身者とするなど、一定の募集要領に沿っての出会いのきっかけとなるイベントの企画案を提出致しまして、審査に採用されれば、一企画当たり20万円の補助金が交付されるというものでございます。

議員のご質問にございました年齢構成ということでございますけれども、募集要項で20歳以上となっております。事業主体も高知県でございますので、町では年齢構成を掌握してございません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

町では実施していないということでございますが。

先ほども蜷川のであいの里の話で、すごい、大学生の集まりかなというふう感じておりまして、そういった若い方たちが参加されておったのかなというふう感じております。

答弁で実施されていないということでありますので、後の方で述べました、当町の現実からして必要だと思っておりますが、そのあたりをどういうふう考えておるかということと。

まず、その基本的な考え方の部分について答弁願います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

宮川議員の再質問にお答えを致します。

当町の考え方ということでございますけれども。昨日の議員のご質問にも一定ご答弁させていただきましたとおり、財政的なこともございまして、関連しますけれども何らかの形で実施していきたいという考えではござ

ざいます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

妙にすっきりしない答弁でございましたけれども、何らかの形で実施をしていきたいということでございます。そういう状況も分かりましたので、それも踏まえて、(2) の方の質問に移っていきたいと思います。

今年 10 月 7 日の新聞報道に、内閣府が少子化対策を目的に、地域・少子化危機突破プランを公募し、モデル的な取り組みには財政支援する事業を始めるため、来年度予算概算要求に約 2 億円を盛り込んだとの記事がありました。より多くの出会いの場の創出に向けて、この事業も活用してはどうかという質問でございます。

どうも当町はまだ実施していないということでございますので、最後の文言を、この事業を活用してはどうかというふうな文言に変えて質問します。

答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、宮川議員の (2) のご質問にお答えを致します。

少し古いお話になりますけれども、1970 年代当時の旧大方町では結婚相談員制度というものを一般会計で予算化してございまして、正確な年度は記憶してございませんけれども、これ、町内で 2 名の結婚相談員をお願い致しまして、いわゆる結婚支援事業に取り組んできた経緯がございます。その成果がどうであったかは各論ございましたけれども、当時は、特に男女の出会いの機会が少ない職業の方々には大変ありがたい施策であったのではないかとと思われるところでございます。その当時に聞くとところによれば、相談員のうちの 1 名はもう 90 組を超えてお見合いをさせたというふうな情報もありまして、予算化は功を奏したと思ったところでございました。その 90 組がその後どうなったかは定かではありませんけれども、こんにちの人口減少のこう配を少しでも緩やかにしてくれたのではないかと思っているところでもございます。

その施策が現在に継続されていない理由には、町内の結婚適齢期の人口の限界もあるのかもしれませんが、その制度にもう一工夫あれば、もう少し継続されて、その成果もそれなりに発揮できたのではないかとと思われるところでございます。

宮川議員のご質問の、地域・少子化危機突破プランの推進についてですけれども。少子化対策を目的に、内閣府は来年度、地方自治体で計画している婚活イベントや出産、育児支援など、地方自治体が創意工夫した地域・少子化突破プランを全国から募集し、モデル的な取り組みを選定して集中的にその取り組みを財政支援し、成果や課題について全国的に共有することによって、地域レベルでの取り組みを推進、加速化させるという事業でございます。とうとう国も危機感を持って具体的な少子化対策に乗り出してきたという感を受まして、少子高齢化の一途をたどる地方の自治体としては大変喜ばしく思えるところでございます。

そこで、この事業の概算要求の内容について少し調べてみますと、全体が 5 つの目標で構成されてございまして、この地域・少子化危機突破プランの推進というのは、国民的な認識醸成と地域プランへの支援ということで、概算要求額は 2 億 178 万 4,000 円でございます。

さらに詳しく知りたくて、県から国へこの情報提供をお願いしていただきましたが、まだ詳細な決定されていないということでございました。

従いまして、今後公表される国の制度がどの程度の財政支援になるのか、あるいは必須条項等を分析しまして、できれば実施に向けて活用を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

まあ今の状況では、なかなか具体的などこまでいってないとのことでございますので、ぜひこの事業も活用していただいて、ほかの事業も併せて活用していただいてですね、この出会いの場の創出に向けて前へ前進してもらいたいと思います。

続きまして、問い3の産業振興に移ります。黒潮町地域特産品処理加工および販売施設について、ということで質問致します。

今回の1問目の高台移転の質問と同様にですね、この特産品処理加工および販売施設につきましては、私の最初の一般質問のときに取り上げた課題です。以後、1年後の昨年の9月の定例会で、利用状況や収支の状況、また今後の事業展開、取り組み、加えて人材育成の取り組みを問うとして質問を致しました。さらに今年度の6月の定例会で、24年度の利用状況と収支、および今後の事業展開、取り組み等を問うとして質問を致しました。そして今回、4回目の質問となったわけでございますが。

私の思いと致しまして黒潮町の大方入野地域、この地域は大部分が砂地でございます、それが当地域の特色であるとともに、当町の一次産業の大きな売りの部分であると思っております。もちろん当町の売りの部分はこれだけではないのですが、この砂地の特色を生かして大きな柱となるものを育てていかなければならないと考えております。そういった意味で、この特産品の処理加工および販売施設につきましては大きな期待を寄せているところでございます。

そういった思いも込めまして、まず(1)の人材育成の状況を問います。

答弁、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の黒潮町地域特産品処理加工および販売施設についての人材育成の状況を問うご質問にお答え致します。

現在、当施設の運営につきましては、黒潮町特産品開発推進協議会により、職員6人体制で、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用して、経営や営業の習得をしながら取り組んでいるところです。

そうした中での、ご質問の人材育成状況ですが、営業については高知県産業振興アドバイザーの方のご指導をいただき、売上予算を立てて、それに向かって営業や物流システムの経験をしながら商談を決めていくなどの実践により、学びながら売り上げの向上に努力をしているところです。

また、商品開発や加工技術の習得については、県工業技術センターや関係のある民間企業などのご協力をいただき、町内の農産物を生かした商品開発のレシピ作りや加工技術習得に取り組んでいる状況です。

以上が人材育成についての状況ですが、施設の効率的経営を目指すためには、以前にも申しましたが、商談会でのプロデューサーとしてバイヤーと本気で交渉できるような知識、経験、また消費動向による商品開発および販路開拓などの営業知識も必要で、一朝一夕には成果を挙げることは難しく、町も支援して実践しながら

努力していつている状況です。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

今回質問させてもらいました人材育成につきましては、私の最初の一般質問、23 年の 9 月の定例会でも取り上げましたけども。そのときの問いが、携わる人材の育成こそが事業を成功に導くものと考えてるが、ということで町の対応を問うております。答弁としましては、今の答弁と同じような内容といたしますか、感じの答弁だったと思います。

また、1 年後の昨年 9 月の定例会にて、同じく人材育成への取り組みを問うておりますが。その中の答弁の中に、人材育成は経験を積みながら時間をかけて行う必要があるので、今後も成長に応じた講座受講を進めるなどの支援を考えている。また現職員が継続勤務し、特産協および地域のリーダーになることを期待している。そのためにも、安定雇用ができる体制作りが必要と考えているという答弁がございました。

こういった答弁がありましたけれども、23 年の 6 月でしたか指定管理者になってから、まず 1 点は、人材は順調に育ってきていると感じておいででしょうか、ということがまず 1 点。また関連して、職員の採用替えいたしますか、職員が同じ方が勤められておいでかということが分かれば教えてください。

今回、特に特産協いいですか特産品の加工販売施設に何回も人材育成について質問をするのはですね、一般的といたしますか、事業は人材がまずあって、計画があって、資金といったような順番で動いていくものではないかというふうに認識しておりますが、今回の事業は計画と資金ですね。補助金がまずあって、後で人材を育てる形になってるように思われる点がすごい気になるいいですか、心配なところございまして、そういったところからも同じ質問を再三にわたってさせていただいてるということでございます。

この人材が順調に育っているかということと、その現状の今回の事業についての、その人材と計画と資金との関連性について、考えを聞かせてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは再質問にお答え致します。

人材についての状況ですが、組織としては特産品開発推進協議会に委託をしているということで、その中で人材の雇用をしていただいて取り組んでもらっております。

それで、補助事業の関係も言われておりましたが、その中でふるさと雇用と緊急雇用ということで、ふるさと雇用については継続性のあるようにというようなことで、その職員の方を雇用していく。緊急雇用については、1 年間の期間でというようなことで雇用をしております。その中で町として期待しているところが、ふるさと雇用での長期的な職員の人材育成をしていくというようなことで取り組んでおります。

しかしですね、その当初から言いますと、職員が毎年変わるというような状況になっております。それでも町としては、将来につながるようにというようなことで人材育成はしているわけですが、ここの退職される方、なぜ退職されるかといったようなところについては、個人的な理由などもあってなかなか。また、特産協の組織の中で仕事をされてるわけですので、町の方からそういうことをなかなか問いただすというようなことは難しいところです。

ただ、この施設はやはりいろいろなノウハウを持って、先ほども言われてましたが、その砂地とかそういう

所の栽培しているもので、その特徴もいろいろノウハウも知識を持ちながら、またこの施設のできたコンセプトというものも自分で理解しながら、認識しながら営業をしていって、当然その売り上げを伸ばしていかないとかが、その人材育成の最たるところの目標でございます。

ただ、その長続きをしないというところについては、町がもう委託している特産協に任せているわけですから、町としてはなかなかそこについての問題については難しいところですが。ただ、職員の方には面接のときからこの事業という説明はきちっとして、将来もずっと続けていただいでくださいというようなことを説明して、仕事には就いてもらってはおります。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

もう 1 点、人材と計画と資金との関連について質問させてもらったと思いますけども。

それについて答弁ください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すいません。

計画とといいますか、その補助事業ありきでというようなことというような内容のことでしょうか。

それでしたら、その当初、ここの加工場開設に当たり、その国の緊急対策の雇用の補助事業が出まして、それと併せてタイミング良くその補助事業が導入されましたので、それを利用して極力経費の少ないようにというようなことで始めた経過があります。決して、この補助事業があるから何もかもこの事業に合わせてやろうというような計画ではありません。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

実際いいますか一例を挙げますと、砂糖が今も 11 月半ばから 12 月の下旬にかけてサトウキビの収穫、黒砂糖のたき上げ作業を行って、すごいそういった方々には喜んでいただいていると感じてはおりますが、先ほどちょっと触れましたように、今回、ちょっとこの事業は何かつまづきかけてるよう感じるところがありまして。その原因は何かなというふうに考えていったときに、やはりこの人材と計画と資金の流れがちょっと逆になっていっているんじゃないかというふうに思いまして。そうであれば、なおさらその人材の育成の方には力を注がなければならないのではないかなと。また、その人材に対する待遇面もしっかりとサポートしてあげなければならないのではないかなというふうに考えまして、質問をしているところでございます。まあ、特産協の内部のことであるからというふうに話を片付けてしまえばそれで終わらなわけでございますが。

この立ち上げに際しましては、私が感じておるところによれば、常時とは言いませんが役場の職員が 2 名ほど出向いていって、いろんな計画を立て、細かいところまで作業をされていたように感じておりますが、現状ではもう、特産協の職員の方の言葉をお借りしますと、もう町はノータッチとなっているというふうな状況になっているんじゃないかなというふうに思っております。

そういった状況も踏まえまして、2 番の方へ移らせていただきます。

(2) としまして、今後の事業展開、取り組み等を問うとしております。

今年度6月の定例会の回答の中に、経営については現在第三セクター設立準備会のオブザーバーにて経営診断を実施し、今後の具体的な経営計画の詰めをしているという答弁がございましたが。

(2)の事業展開、取り組み等を問うの中にも含めまして、この経営診断の結果と、これに基づく経営計画が分かっておれば教えてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、今後の事業展開、取り組みを問うというご質問にお答え致します。

まず通告書に基づきまして、今後の事業展開、取り組みについてということで、まず特産協の法人化については、黒潮町特産品処理加工及び販売施設第三セクター設立準備委員会により、特産協により第三セクター化について検討を重ねて、特産協単独での第三セクター化による運営は経営見通しが難しい。また、新産業創造事業の第三セクター化も進めていることから、小さな町で食品加工関連の三セクを2社運営することは現実的でないなどのことから、新産業創造事業と一体化した法人化を検討中です。

新産業創造事業については、今までに議会でもお示ししたとおり、年度内の法人化を目指して作業を進めているところです。併せて、新産業創造事業を経営母体とする第三セクター化を主目標に置き、特産協の経営の合理化を図りながら機能の維持を図っていきたくと考えています。

現加工施設の運営につきましては、精糖の加工、販売関係の運営については現状を維持しながら、加工技術の伝承および販売の強化を図っていきたく。また、新産業創造事業での黒糖の利用についても検討していきたく。

ラッキョウ加工販売については、最近のラッキョウ原価高騰による採算性のこともあり、実勢価格を見ながら検討が必要と考えます。

基本的に当加工施設については、町内の農産物を使った特産品の販売をすることによる農家所得の向上、および町内の素材を使った加工品製造販売による産業振興を目的として、有効活用しながら今後も事業に取り組んでいきたくと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうも。

今の答弁の中に、何言いますか、オブザーバーの経営診断も反映されているというふうに理解させていただきました。

今の特産協いいですか、販売、特産品加工施設が缶詰工場の方と一緒にってという話も分かりました。

そういった状況だということは分かりましたけども、今、特産協に雇っている職員が6名とか言われましたが、これらの職員は私が見させていただく限り、なかなか頑張っておいでの方が多。まあ全員頑張っておいでですけども。

ぜひですね、この職員の方々につきまして、その黒砂糖のたき上げの技術ももう習得した方もおいでですし、こういった技術の伝承という話もありましたけども、すごい熱意を持って取り組んでいただいておりますので、ぜひその職員を新しい第三セクターの方にも引き続いていただくとということと。

ラッキョウが、まあ、ちょっとクエスチョンマークが付くようなお話でございましたけれども。冒頭申しま

したように、この砂地というその特色を生かした作物はサトウキビとラッキョウが今は代表なわけでございますので、ぜひ弱気にならずにですね、ラッキョウの方も拡大していくような施策を取っていただきたいと思います。

この件について答弁願います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは再質問にお答え致します。

職員体制のことなんですが、最初の説明のところでも申しましたように、その第三セクター化について新産業創造事業と併せて考えております。

その中で、今現在その6人体制で特産協としては実施してるわけですが、その2つの事業が一緒になるとということと、ある程度その経営計画でもなかなか経営見通しが難しいというふうなところもあります。

それで、特産協の部分についてはある程度合理化もしていかなくてはならないというふうなところもありますけれども、まあ極力、その雇用の場の創出ということもありますので、採用といいますか、雇用を継続していきたいというふうには考えております。

ただ、先ほど言いましたように合理化ということで人数的には減る可能性はありますが、そこはこれからの法人化の検討の中で検討しなくてはならないところだと思います。

またラッキョウについては、以前にも議会なんかでも売り上げについてご報告をさせていただいたわけですが、あまりその採算性が良くないんだったら手を引かないかんがじゃないかというふうなご意見もいろいろいただいております。町としては、町の特産品。ラッキョウというのは議員おっしゃられるように、砂浜でできる白いラッキョウということで大変売りになっております。そこは何とか努力してやってはいきたいと思いますが、ここ2、3年、べらぼうに単価が高騰しておりますので、そのへんを見極めてやって、加工、販売、経営をやっていかないと、経営を圧迫するようになっていきませんので、そこはまだこれからのいろいろ検討が必要だと思います。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、どうも。

ラッキョウにつきましては、加工の部分が厳しいというのであれば、生産の方が伸びるような形でも進めていってほしいと思います。

それからちょっと、あそこの特産品加工施設の砂糖をたく設備のことですが。

立ち上げのときに、まあ設計のときにですね、いろんなその砂糖組合いますか、たき手さんからいろいろな意見を聞いて造られたと思いますけども、今、かなり狭い場所にタンクとかいろんなものも入っておりまして、換気もすごい悪くて、もう蒸気で真っ白になって作業が、階段下りていく所が全然見えないとかですね、作業環境がすごい悪くて、もうちょっと嫌になったというたき手の声もありますので、ぜひ、たき手の方の意見を聞いていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

その加工場の施設につきましては、当初、建築に当たりましては、そのたき手さんの意見も聞きながら、その要望等協議致しまして造ったものです。しかし、なかなか計算どおりには、その中で作業をするにいけないところもあって、今のご意見だとは思いますが。

また、お話をお聞きさせていただいてから、またちょっと検討はさせていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ありがとうございます。

ありがたい答弁で、ぜひよろしくお願い致します。

それから最後にですね、特産協いいますか加工施設につきましては現状こういつたことで、次の缶詰工場と一緒に第三セクターで進めるというような流れになってきておるということでございますが。

最後に、町長の方からまとめていただきまして、その第三セクターがうまく回転するような明るい話を聞かせていただきたいと思います。

よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在、検討しております三セクのお話でございます。

特産協の機能も一部吸収させていただこうと思っております。そして特産協の中でも、非営利部門ではないですけど営利部門の中で利益構造が確立できてない所、そして今後もできる見通しのない所、こういった所は少し整理をさせていただく必要があるかと思っております。そういった中で、残さなければならない機能をしっかりと設定した上で、特産協のどの機能を残すのか。

その中でも、私たちが最大限残さなければならないと思っているのは、実際に栽培をしていらっしゃる生産農家さんがおられるわけでございますので、この精糖。それから、その精糖技術の伝承。こういったことは必ず残していかなければならないと考えてございます。

それ以外につきましては、もう一度特産協のですね、これまでの出資資料を頂いた上で少し整理をしてみないと、商品別、あるいは営業先別でも整理の必要があるかと思っておりますので、もう少し時間はかかるかと思っております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

どうもありがとうございます。

私どもも特産協のいいますか、加工販売施設の立ち上げに賛同して動いておりまして、特産協の指定管理者にも賛同して、特産協が指定管理者で動いてるわけですが。

実際、こういうふうな状況になっているということも踏まえまして、ぜひ次の第三セクターでの運営の成功を祈念致しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、2時55分まで休憩します。

休憩 14時 41分

再開 14時 55分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、下村勝幸君。

15番（下村勝幸君）

それでは、通告書に基づきまして質問させていただきたいと思います。

今回の質問は新産業創造事業、いわゆる缶詰工場の建設、運営についてのもことになります。

今回、質問するに至る、自分なりに思ったのがですね、前回9月議会の答弁におきまして、特に西村議員とのやりとりの中で、幾つかやっぱり自分の中で疑問な部分が出てきましたので、その点について特に自分の方で確認していきたいことを中心に質問したいと思います。それで今回4つ質問がありますが、それぞれがですね、ちょっとそれぞれに関連する部分もあるんで、もしかするとちょっと上の関係、下の関係、関連する部分出てくるかもしれないですが、その点、まずちょっとご了承くださいたいと思います。

まず1つ目、早速入ります。

今回、補助金の取得等の関係で、当初考えていたその運営方針が直営から三セクへという体制へ変わったという答弁がございました。直営で行うということでありましたので、私的にはですね、ああ、町としてもかなりその運営に対して、もう町独自で責任を持ってやっていくという意味で、かなり腹を据えたというか思い切った取り組みをやるんだなというふうに感じていたところでした。今回それがですね、先ほど言ったように補助金を取得する関係でということ、三セクでということになりました。

それで、まあそうなったときにですね、ある意味その三セクでよく言われるような、その責任の所在部分が少し明確にしにくくなったのではないかなというのがですね、ちょっと私のまず第一の印象です。

その件について、今度その町側として、それをどういうふうに担保していくのかということですね、ちょっとまずお聞かせいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは下村議員の、この新産業創造事業につきましての責任の所在がある意味不明確であるとの、通告書に基づきまして答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、直営の場合と、それから現在検討しております第三セクターの場合とでは、その責任の所在に相違があるかと思えます。それをどう担保していくかということでございますけれども。現在、事業スタート段階での出資は町、ならびにこれから本格的に相談をさせていただきます金融機関を想定しておりまして、出資金額ならびに役員構成について協議をしていくこととなります。

この役員構成につきましては、任意団体からの法人格取得ということでありましたら、その団体の代表の方がということが通常であろうかと思いますが、今回は、自らが代表取締役就任も選択肢として視野に入れております。少し回りくどい言い方になりましたけれども、あくまでも代表取締役の選任というのは取締役会においてということになってございまして、現段階ではどうしてもこのような言い方にならざるを得ないところでございます。

このような選択肢も視野に入れているということと併せて、事業開始当初は職員の派遣も含め、積極的に経営参画することで、法律上の責任と併せて、あいまいになりがちな責任の所在につきましても明確化が図れる

と、そのように認識してございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

まあ一応ですね、町と金融機関でというお話がございました。

ちょっと具体的に、細かい所になりますけど、1 つずつ少し聞いていきたいと思います。

まず、今回三セクというスタートで動こうということですので、今だからこそ十分に練って、またいろんな意味でちょっと頭を巡らせておく方がいいと思いますので、そういった意味でちょっと聞きますが。

今回、先ほど町と金融機関でというお話ありましたが、今回は商法の法人形態、いわゆる民法の法人形態ではなくて、いわゆる商法法人形態。

まあ、株式会社とか有限会社とか、そういう形態でまずよろしいんですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在、検討している三セクの形態でございますけれども、株式会社を想定してございます。株式を発行しない株式会社ということでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

商法法人の形態でいくということで分かりました。

それから社員構成なんですが、一番最初のころの資料で頂いた分でいくと、正職の社員 2 名さんと、またパート 2 名さんぐらい、4 名さんでいきたいぐらいのお話を聞いてたんですが。

そのあたりの構成に特に変更はないでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在想定しておりますのは、いわゆる三セクの正職員に 2 名。これ、これまでご説明申し上げたところでございます。プラス、職員派遣を 1 名想定してございます。黒潮町からの職員派遣ということでございます。

それからパートにつきましては、3 から 4 ということにしてございますけれども、これは後ほどのご質問とも関連してまいります。来月 1 月の頭に、これまで答弁させていただきました想定している販路の方がお見えになって、企画会議にご参加をいただくようになってございます。そこで決定する商品と、それから工場出荷数量。これによってですね、少し、1 人ないし 2 人の調整が出てこようかと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

社員構成、正職 2 名、1 名は町職員の派遣と。で、パート 3 から 4 名で、もしかすると販路の関係で増える、増減あるかもしれないという話でした。

そしたら次にお聞きしたいのが、資本金のその割合なんですが。まあこれは今から、その金融機関との調整というお話を聞いたんですが。

今、分かる範囲で結構なんですけど、委員会レベルでこの間お話聞いたときにですね、資本金総額大体3,000万円前後ぐらいをとというお話はちらっと聞いたんですが、そのあたりをどういうふうと考えられているのか、お聞かせいただけますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これもですね、実は来年、年明けの1月の頭の企画会議で商品が決定するということになったときに、小売価格の設定から卸売り、いわゆる工場出荷額ですね。これの設定がないことには、経営収支が精微なものが組めないというのが現状でございます。

そして、現在想定しているその商品の価格設定なんですけれども、実はサイズから検討しなければならない。つまり、1月頭の商品企画会議でサイズも決定するということになってございまして。よくコンビニとかで見られるサバのみそ煮とか、ちょっと厚いやつですね。あれ6号缶といいますけど。あれと、それからツナ缶のような、ポケット4号缶といいますけど。になるとですね、全然卸価格も、それから小売価格も違ってまいります。そうすると、当然のことながら経営収支に大きく差が生まれて、自分たちが資本金の設定として、条件として考えているのは、1年目、これは三セクに切り替えたことで雇用の補助が入るようになります。雇用の補助が入るように、今、県と協議をしております。しかしながら、この1年でございまして。

2年目、3年目は、これまでの答弁と重複しますけれども、ラボ機能に最小限の生産能力を付したものとということになってございますので、基本的には経営収支は相当厳しいです。よって、2年、3年ぐらいの少し中期的な経営収支の中で資金ショートがどの段階で起こるのか、そしてその額は幾らなのか。これから逆算して資本金を計上したいと思っております。それを、大体今の想定では3,000万ぐらいかなと想定してるところでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

このあたりもですね、細かい所はやはり運営の形態によって大幅に変わってくると思いますけど。

資本金、その割合ですが、当然のことながら、まあ代表はもう町長が。まあ、取締役会を経てということになりますけど。

ということは、もう51パーセント以上をもちろん町が出資するという考えでよろしいのでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在、金融機関の方にですね、正式には資本金の金額が確定した上で、その金融機関の組織に稟議（りんぎ）書が回るということになってございまして、そうしますと非常に時間を要することから、その前段のお話をですね。今、大体こういった感じで町としては想定してますというお話を、下話程度にさせていただいております。

その中で、複数の金融機関にはお声掛けはさせていただいておりますけれども、銀行法の中で出資比率というのがございまして、総資本の中で5パーセント以内という縛りがございまして。よって、その金額をベースに資本金のお願いをしていくということになりますので、資本金総額がまず確定をする。つまり、経営収支の中で資金ショートがいつの段階で起こって、それをクリアするためにはどの程度の資金余力が必要なのか。これ

が確定しないと、金融機関からご出資いただく金額の確定もできないというのが現段階でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今の所ちょっと、ついでに聞けばよかったですけど。

金融機関ですね、大体何社ぐらいと今調整してるんでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お声掛けをさせていただいてるのは3社でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

そしたら次に、その出資割合はその銀行の参画によってもまた変わってくるということなんですけど。当然、自分で思うにはですね、やっぱ50パーセント以上は持ってないと、その部分でコントロールは利かなくなりますのでそういう形になると思いますけど。

それから、その派遣される職員さんのポジションなんですけど、どういった形のポジションで派遣されることを考えられているのかということと、その派遣される期間をどのぐらい考えられているのか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、資本金の出資比率の所で答弁漏れがございました。

これも取締役会を経てという前提の下でのお話ですけども、仮に首長が代表取締役に就くということになると、これは地方自治法の関係上、出資を2分の1以上していなければならないということになってございます。よって、51パーセントを上回る出資比率になろうかと思えます。

それから職員のポジションですけども、いったん退職をしていただいて。条例提案をさせていただいた、あの内容ですけども。そして、向こうで実際に生産、それから事務に携わっていただくということになってございます。当然、復職の身分保障があった上でということでございます。

すいません。派遣年数の方はですね、三セクへの職員派遣、自分たちが使ってるスキームですね、今回提案させていただいた条例。これでおおむね3年ということになってございまして、それを上回ることはないということでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

その職員さんのもですね、生産とか事務に携わるという話なんですけど、そのポジション的な役割ですね。例えば部長待遇とかですね。まあ、そこらへんも今からの打ち合わせになるかもしれないですけど。

町長の考える範囲で結構なんですけど、どこらへんまで考えられてるのか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

役職的にどういう肩書きが付くかというのは少し、まだこれから調整が必要かと思いますが、基本的な職務、職責は工場長という職責であろうかと思います。

ただし、先ほど申し上げましたように、職員を今回の提案させていただいております条例のスキームで派遣をするということになりますと、年限がございまして。当然のことながら、その年限でこの事業が終わるということではございませんので、プロパーでお雇いさせていただいた正職員の方、この方がしっかりと工場長に育っていくということが大前提の上で、初期段階では、その職責としては工場長の職責を担っていただくようになろうかと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

それから、今回のこの三セクに当たる部分で、やはり一番ちょっと自分たちが心配する部分が、その人によってですね、派遣される人によってその事業がうまくいくかないか。そこまで含めて、かなりなウエートを占めるんじゃないかなというふうに思ってます。

特に、今回派遣される職員さんが、3年間派遣が終わって、今度こちらに復職される時も、全く。例えば、3年間過ごしたら3年間過ごしたようにですね、こちらにおる方と同じような待遇で普通に上がっていくという形であればですね。こちらの新しく、今回の缶詰工場行って働く所でも、まあそこそこ普通にやっておけばそれなりにいけるよというぐらいのですね、そういう考え方になってしまうと非常に。何というんですかね、民間レベルであれば、やはりこう成績を上げていかなければ次のステップに上がらないという、ものすごいそういう高い制約が出てくるわけですけど、職員さんの場合でいった場合、そこらへんのハードルがきちんと理解された上で、もちろん派遣もされるし。逆に言えば、成績が上がらずにうまくいかない、事業もうまくいかない、どうしようもないというときに、その職員さんの処遇がどういうふうになっていくのかというところが、町長が考える部分のですね、その職員さんへの処遇になると思うんですが。

そこらへんは町長、どういうふうにお考えでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的には工場の方へ移られてからの身分の場合にですね、うちの職員の、例えば職務規定であるとか服務規程であるとか。これを全く同一のものを適用するという事は、なかなか難しいと思います。そうでない形態の所へ出向するという事でございますので。

しかしながら、そのバランスの問題だと思うんですけども、ある意味、今回のこの責任の所在の分野と大きく関連してこようかと思いますが。これまで経験したことのない、つまり町が、行政組織が積極的に経営参画をするというようなことになってございまして。その場合には当然のことながら、職員の派遣も当然のことながら選択肢としてあるであろうと。ここはご理解いただけようかと思います。

それから、もう1つ。派遣した最大の理由のうちの一つはですね、資格の問題もございまして。JAS認定を頂くにはどうしても有資格者が工場内にいるというのが大前提になってございまして、その資格を有している方を直ちに公募を掛けて、そういった方が応募してくれるという保証もございませんので、その準備のために今年の9月に大学の方で、その技術資格を取得してきたということになってございまして。それら関連して、ひとつ職員が派遣されるということにしてございまして。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今回、資格がどうしても必要だからということで、派遣の1名はそこに充てるというお話で、そこは十分理解できます。

もちろん理解できるんですが、今、私が指摘しているような、本当にその仕事を成功させるという、その熱意であったりやる気であったり、絶対にほかには迷惑掛けないというような気持ちが本当に入った状態での事業運営ならですね、まだある一定、まあ事業がどうなっていくか分かりませんが、その段階でもいろいろ判断できる部分あるんですけど。そこが結構あやふやな感じでですね、言えば何年か後に、もしかしたら行政の天下り先のように。例えば、あそこに行けばこういう感じでやっつけばいいよぐらいの、そういうレベルのものにもしかしてなっていくような、そういうものももちろん考えられないわけではないわけですので。だからこそ、派遣していく職員さんにはこういうふうな条件であって、こんなふうに頑張ってくれと。で、うまくいけばですね、民間であれば臨時ボーナスが出るとか、逆に言えば何かあるはずなんですけど。帰ってきたときの処遇が何か1階級上がるとかですね、まあそこはないと思いますけど。そういうような、やっぱりアメとムチじゃないですけど、それだけの厳しさを持ったようなこういうビジネス感覚というのも必要ではないかなというふうに思いますので。ここはあくまでも自分の思いというか、そういう人を派遣しないといけないし、そういう人を町長はやっぱり選択をしていただきたいし、その思いでやっていただくというお話をぜひしていただきたいというふうに思います。この部分については具体的なあれはありませんので、特に答弁要らないんですが。

それで、もう1つお聞きしたいのがですね。三セクの事業体がうまくいってない理由の一つが、事業が赤字化してうまく回らなくなったときの補助金の投入です。うまくいってない三セク事業体のほとんどが、いわゆる赤字補てんによって、赤字を補てんするためにその事業体を、もう経営的には破たんしているにもかかわらず、ずっともうそこへ補てんをし続けるという状況に陥るといのが、全国一般的に三セク赤字状態になっている企業体の実態だと思います。

で、それを今の段階からですね、私自身はぜひこの事業成功していただきたいし、うまくいってほしいという思いはあるんですが、万が一ですね、この事業をやっててどこかしらでうまくいかん、どうしても何か自分たちの思いと違うというふうになってきたときに、どこまでのその損失補てんとかですかね、赤字補てんを見込むのか。また、そのあたりをどういうふうと考えていくのかという、町長なりの腹づもりが今のうちから必要だと思うんですけど。

そのあたり町長、もしも考えられてればお答えいただけますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在、建設をしておりますこの施設につきましては、ちょっと答弁重複致しますけれども、基本的にスケールメリットを利用した、いわゆるフードレイバーをできるだけ低位に位置させるようなスケールメリットを利用した施設にいきなり行くには少しリスクが高過ぎると。いうのは、経験がないということがまず第一でございますし、これからの詰めていく経営収支、あるいは原料調達計画。そういったものと関連してですね、あまりにもリスクが大き過ぎるということで、ほんとにぎりぎりの施設にさせていただいております。

そういった中で、さまざまなヘッジをしていかなければならないわけですが、実はこの三セクへの赤

字補てん。これがですね、やっぱり相当国を挙げても問題になってございまして。そういったことから、きっと、双方代理の禁止というような地方自治法上の縛りが出てくるんだと思います。ここはリーガルチェックして、代表取締役への収入はオーケーですと。これ、自治法改正によってオーケーですというということで判断をさせていただいております。

そういったときに、少なくとも資本金は、先ほど申し上げましたように、いずれの段階で資金ショートが想定されていて、その額はいかようなのか。これから逆算して資本金を設定するけれども、それでもさまざまなイレギュラーケース、そういったことが想定されるわけでございます。これ、ビジネスの世界でございますので。そういったときに、例えば赤字補てん。つまり、今後の見通しがしっかりと見えている。そして、当然のことながら議会にお諮りしなければならない案件でございます。そういった中で、しっかりとその理由が皆さんにご理解いただける理由なのかどうなのか。これによっても違ってくると思います。

それからもう1つは、三セクでございますので民間調達も考えられるわけでございます。こういったさまざまな資金調達計画をこれから組ませていただいて、かつ、それでも赤字補てんという場合が想定される時。それにつきましては先ほど申し上げましたように、しっかりと理由があって見通しがあるということに限らないと、単純にだらだらだらだら垂れ流しをしていくといったことはなかなかご理解もいただけないと思いますし、当然入れていくお金は公金でございますので、そこらへんは重々認識しながら進めてまいります。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

町長がその部分、十分にご理解いただいているということで、自分は前向きに判断させていただきたいと思っております。

それを分かった上でですね、もう1つ突っ込んだ質問をしたいんですが。

やはり、そういったことをチェックできるその機関なり、それを全面的に議会へ任せるのかですね。例えば、今やってる監査の方に任せるのか。あくまでもここには、今町長が言われたように公金が入ってきますので、住民にとっても三セクで運営されるこの事業体についてですね、経営状況であったりどういう状態になっているかという、その情報公開の部分では、本当に全面的に開示していく必要があると思っております。

そういった意味で、その開示をきちんとできる仕組みを作るためには、ある一定チェックできる別組織として、きちんとそのチェックしていけるような、そういった機関が必要になっていくんじゃないかなというふうに自分では理解してるんですが。

そのあたり町長、どういうふうにお考えですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今、策定させていただいております定款案の中の監査の選任については、これは外部監査を想定して定款を作成させていただいております。取締役は監事を兼ねるということではなくてですね、外部監査を想定した定款を作成させていただいております。

それからもう1つ、これも大変重要なお指摘をいただいたと思います。情報開示。

つまり、三セクは単独で運営しながらですね、予算案として議案が挙がらなければ、あやふやな経営ということもなかなかタッチできづらいということもあろうかと思っております。これは地方自治法上で地方公共団体の長の調査権というのがございまして、2分の1以上の出資をする会社につきましては私の調査権、まあちょっと

とおかしい話なんですけれども、実際に首長の立場としては調査権が及ぶ、そういった会社になります。よってですね、その調査権を用いてしっかりと調査をさせていただいた資料を、しっかりとした収支決算として議会の方へ提示させていただくということになるかと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今の所がですね、やっぱりちょっと今、一番やっぱり引っ掛かる所で。自分の会社を自分自身がチェックして、それをまた自分で提示するという部分で。その信用すれば、それは信用できるんですけど。

やはりそこには、今言われたようなその外部監査の人たちが入らせていただけるということですので、よっぽど、ほんとにこの事業体のことをですね、こうきっちり見れる、事業の目的から含めてですね。そういった、いわゆる形骸化したその監査ではなくて、きちんとその会社の目的であったり運営状態、また金額のこと、すべてをこう総合的に見れる人たちを含めてのその監査を必要で。それをやっていく上においても、町長のやはりそういったチェックを入れた内容を監査できちんと見てもらうと。また、それを議会に提出いただくというところができるというふうにご理解していいんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的にはですね、最小限の施設でかなり厳しい経営収支の中でやってまいりますので、簡潔に言いますとごまかしようのない収支決算が挙がってこようかと思えます。多大な売り上げが確定できていって、その中で融通が利くというようなことには多分数年ならないと思えますので、この施設に限って言えばそういったことで担保できようかと思えます。それから外部監査の重要性。

それからもう 1 つは、1 つ心配しているのはですね、代表取締役会の選任においてという前提の下ですけれども、代表取締役に就任させていただいた後に、法律上少し、ちょっと疑義の残る所がございます。これは地方公共団体の長の請負の禁止条項というのが 142 条がございます。それもですね、一応は原則禁止なんですけれども、副町長を代理に公共団体との物品の売買契約、売り渡しができるということになってございます。つまり、これ何を言いたいかといいますと、自分たちの今進めようとしてる缶詰工場は、当然のことながら防災備蓄という、そういった機能も有するわけでございまして。この 142 条の長の請負の禁止条項だけを取るとですね、実は三セクで作った缶詰が黒潮町という行政組織では買えないというようなことになります。よって、そこは副町長に代理として物品の売買の売り渡し契約ができるということにも、逐条解説にもなってございまして、ここはクリアできるんですけれども。

気を付けて経営収支を見ていかなければならないのは、要は赤字。例えば販路が不足して商品がだぶついたときにですね、例えば都合のいいように、黒潮町さん、お引き取りくださいということが法律上可能になってございます。よって、経営収支の中ではどこに何が納められたのかという所まで明確にした決算を出してこない、なかなか監査さんだけではちょっと分かりにくい所もあろうかと思えますので。そこにつきましては外部監査の選任をした上で、こういったことが想定されますということもすべてオープンにした上で、こういった監査の状況、その監査に提出する資料についての様式はどのようにあるべきなのかということも定めてまいりたいと思えます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

町長の方から、詳しいそのやり方まで含めて、ここまでの提示を情報公開していただけるようであれば、本当にある意味心配な部分がなくなりますので、そういった意味でぜひこのまんま続けて考えていただけたらと思います。

自分のその1つ目の質問の中で聞きたかったのは、その三セク運営として本当にきちんと機能するのかどうかというところがやはり一番聞きたかった部分なんですけど、そのこの部分については今ある一定お話を聞きましたので、次の2つ目以降でちょっと絡んでまた質問出てくるかもしれないですが、ちょっと2つ目いきたいと思います。

今回のその事業なんですけど、先ほど町長言われたように、そのスケールメリットの部分を最大限に生かして販売をしていく、特に缶詰を販売していくというお話でありました。

そのときに、うちのこの町としてですね、この工場自体がその主目標をどこに置いてるのかというのを、まず1つ聞かせていただこうと思います。

ここに例として書きましたけど、その雇用の場の確保ということの主目標にするのか。もしくは、ここで作っていくその生産物によって、いろいろな地域内へのその経済的な波及効果をにらんでいくっていう所を主目標にしているのか。いろいろあろうかと思いますが。

そのあたり、町長としてどこを一番のメインとしてるのか、お答えいただけますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、2つ目のご質問に答弁させていただきます。

まず、事業の主目的についてのご質問でございますけれども、趣旨と少しずれてございましたら、後ほど再質問でご指摘いただければと思います。

当面目標としなければならないのは、議員ご指摘のとおり、継続的な雇用創出のための経営の安定化でございます。建設中の施設は、ラボ機能に最小限の生産能力を付したものとしまして、この施設単体での経営収支は大変厳しいものになると認識しておりますが、そういった環境下でも精いっぱい利益構造の確立を目指し取り組んでまいります。

しかしながら、事業全体としてとらえた場合、この事業の主目的は昨年度の3月議会の全員協議会でも説明させていただきましたとおり、単純に物販をしますということにはしてございません。まちづくりの一環である産業創造であり、そのメインプロジェクトであると考えてございます。

缶詰事業の経営確立、短期的な目標であります経営確立につきましては言うまでもございませんけれども、それにとどまらず、総合的な取り組みの一環であると認識してございます。

この事業を足掛かりに黒潮町の認知度を高め、長期的視野に立って、他の事業者の物販や観光、あるいは社会福祉に至るまで、そういった地域全体に効果を及ぼすものとしなければならないと考えてございます。これは、これまで下村議員からもたびたびご指摘をいただいたところでございます。

そのためには、どうしても柱が必要だと考えてございます。そして、その柱を確立するためには、スタート時点ではもしかしたら短期的な地域経済の波及効果、これは場合によっては排除する、あるいは選択できない場合も、どうしても出てこようかと思えます。しかしながら、ぶれてはならない最終的なアウトカム。これは地域経済、あるいは地域の発展であり、住民福祉の向上でございます。しかしながら、それを実感していただけるようになるためには相当の努力と時間を要します。

まずは、その足掛かりとなる現在の事業の継続性を担保するため、経営の確立、安定化。これに全力で取り組んでいきたいと考えてございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

町長の方では、場合によったら、その地域への経済的波及効果は、今の段階ではある一定排除する必要があるかもしれないという、かなり踏み込んだ答弁いただきましたけど。

自分の考えとか思いの中でも、やっぱり会社っていうのは長期的に、今、町長言われたとおりで、安定的にきちんと運営ができると。いわゆる経営が安定化して確立していく。まさしくそのとおりなんだと思いますけど。

自分のやっぱり思うのは、今回会社として立ち上がるわけですので、会社の経営理念であったり、その経営方針であったり、その従業員全員がですね。従業員全員が、今の町長が思うその思いをやはり共有してなければ会社というのはやっぱりうまくいかないと思いますし、特に三セクですので、いろんな企業体、いろんな金融機関の思惑、いろんな人たちのものが入ってきますので、よっぽど町長がその部分を、この年度まではこういうスタートでこんな感じでいくけど、ここからはこういう感じていくよという、その長期的なスパンも含めてですね、持った上でのその経営戦略っていうものが自分は必要だと思ってます。

ですから、今回のこの主目標は何かっていう質問を入れたのはですね、町長が今言われたことで私はもうある一定、今の段階では。今の段階ではですよ、構わないと思いますけど。その将来を見据えたときには、やはり経済波及効果であったり、地域にどういうふうにそれが広がりを持っていくのか。その、もう私がいつも言う未来図的な将来図を、ビジョンをみんなが共有できる仕組みを、やはり町長自らが作り上げていくということが一番大事だと思いますけど。

そのあたりは、今、私が言っている趣旨のことで考え方は同じでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まったく再質問でご指摘いただいたとおりでございます。

また詳細につきましては、この事業、予算化いただいたのは本年度当初からでございますけれども、3月議会の全員協議会でご説明させていただいた内容、その内容の一つのカテゴリーであると、そのように考えてございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

まあ、総合的なまちづくりの中のある1点という部分で、今回この缶詰工場を位置するというところで2つ目の部分、もうこれはこれでいいと思います。

いいと思いますが、ちょっと次の3つ目の所で指摘したいのが、今回その販路の部分なんです。

町長言われたように、これはスケールメリットを生かす形でいきたいということで、まずその棚取りの部分。実際に販売する、そのお店で販売されるであろう棚取りの部分を確認して、そこに置いていただける商品を黒潮町で加工して、販売をしていくというスタイルの説明を自分聞いたように思ってるんですが。

それはそれで間違いないでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、通告書に基づきまして3番目のご質問に答弁させていただきます。少し、前と後ろでちょっと重複するような答弁になろうかと思えますけれども。

販路についてでございますけれども、実は想定していた生産量、あるいは受注量、これを上回る商談をいただいております。現在の施設での生産キャパを上回ると。機器的に上回ることから、こちらにつきましても来月の企画会議で協議をさせていただくことになってございます。しかしながら、これあくまでも商談でございまして、利益確保を優先した場合に工場出荷額等の調整等が必要でございます。いわゆる下代の設定が必要でございます。その設定いかんでは、プロパーの販路も併せて開拓していかなければなりません。つまり、売る自信のある業者さんが大量のオーダーを黒潮町にいただける。それはですね、いわゆる生産者と、それから小売りの立場からすると完全なる買い手市場でございまして、下代の決定も相当厳しいものが出てこようかと、そのように想定してございます。そういう設定になりますと、当然のことながらプロパーの販路も開拓していかなければならないと。

よって、経営計画の中でそのバランス、つまりプロパーで開拓していく販路と、それからいわゆる情報発信ツール、あるいは事業開始当初の経営の安定化のための販路、こういったもののバランスをしっかりと取っていくと。こういったことになっていこうかと思えます。

失礼しました、棚取りのお話でございますけれども。実は棚取りのお話は今年の秋口に正式なお話をいただきまして、これまではずっと棚、スペースのお話でございました。現在は種類と缶数までの詳細なオーダーになってございまして、これからは少しその棚に並ぶ商品の規格と、それから数量。こういったものの調整になってこようかと思えます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

もう3つ目と4つ目がほとんど同時に進んでしまいましたので、そのあたりも大体一緒にいきたいと思えますけど。

3つ目の所ですね。まあ今回その棚取りをして、それでそこに合うような商品を黒潮町で作って販売していくという部分のその考え方がいいのですかっていうお話だったんですけど、多分そういう考えでいいんだろうなというふうに今聞いたんですけど。

それで、ちょっとお聞きしたいのがですね。今、その種類と缶数の商談に入ってきたというお話ありましたが、やっぱり主力にしていくその缶詰の種類とかですね、どういうものを製造しようとしているのか。

それももう具体的に出せるものであればですね、ぜひお聞きしたいと思うんですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これ、実は相手先からですね、情報統制とはいいいませんが、少しリリースのタイミングはこちらでコントロールさせていただくことになってございまして、なかなかちょっと答弁しづらいところでございますが。

ただ、現段階で答弁できる範囲で申し上げますと、その販路だけに特化した商品を作るとなると、逆に工場

の方の生産コストが上がってくるようになります。つまり、少品種でできるだけロットの大きい、そういった商品を作っていくことが、いわゆる生産コストを下げることにもつながりますので、いわゆるその販路でしか売れないものという設定にはならないように気を付けて、その種類を決定したいと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

まあ具体的なところは、これはもうビジネスの世界ですので、もちろん出せないところは出さなくて結構です。

それで、自分の方でちょっと心配するのが、主導権がそのお店側に移ってしまうというのが一番やっぱり心配な部分ですね。今、町長言われたように、大量のオーダーを大量に発注してきて、ある日突然やっぱりやめますということで、もうその業者さんいなくなるっていうのが、自分たち、やっぱり製造する側にとっての一番マイナスな部分だと思います。

そういった意味において、ここの3番目のその質問の意味なんですけど、やはり主導権はこの黒潮町にあるというのを基本に置いてないと、そこは難しいかなというふうに思います。そういった意味において、どういう種類のものを販売するかというような質問にしたんですけど。

じゃあ、ちょっと質問の趣旨変えて、日常の食料用の缶詰ですね、大量に出す分ですね。それと非常備蓄用の缶詰と、割合ってどのぐらいのレベルで今考えられていますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今の工場内で生産される数の設定をこれからさせていただいて、これは人間のその経験値の蓄積からでもですね、当初よりはもちろん1カ月後、1カ月後よりは3カ月後の方が生産力は上がるということになってございまして。この設定の中で、その備蓄用のものと、それから一般流通用のものとの割合ということでございしますが。

基本的に今、自分たちがカテゴリー分けをしているのは、先ほど申し上げましたように、ある一定のオーダーをいただいている販路と、それからそれ以外の販路ということになります。そして、備蓄と一般流通の割合をということになりますと、それ以外の販路の部分の中でどういう振り分けをしていくかということになりますが。これも先ほどの答弁と少し重複致しますけれども、備蓄用は備蓄用で作りますと、先ほど申し上げましたような少商品目にはならないわけでもございまして。できるだけ備蓄でも一般流通ができるような商品企画。ということは、これは4月からずっとこのコンセプトで走り続けてきておりまして、何とかその整合性が保っているような商品が今仕上がりつつあるということになってございまして。

それから、主導権のお話もいただきました。全くおっしゃるとおりでございます。それから、大量オーダーに対するリスクヘッジ。これも、普通企業ならヘッジされて当然のところでもございまして、ある日突然、商談が来なくなると。あるいは、ある日何かのミスがあって取引停止になるといったようなことをですね、いかようにヘッジしていくのか。そのためにはどうしてもプロパーの販路の開拓が必要でございまして。つまり、複数の販路先を用意していくということがまず必要でございまして、その中の一つに防災備蓄の販路も自分たちは想定しているということになってございまして。

それからもう1つはですね、一番自分たちが怖いのは、やっぱりイレギュラーケースです。例えば異物混入だったりとか、あるいは欠品補償であったりとか。こういったビジネスの世界では当たり前のことが、経験値

がないもので、それに対していかようにヘッジをしていくのか。そういったことを考えたときにですね、ある一定のオーダーをいただける会社の中で欠品補償がないというのは、恐らくそんなにはないと思います。その条件をクリアしていただいた会社であるからこそ、今、これから商談に向かおうという段階まで来たということでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

町長もそのあたり十分認識されているということですので、ある意味安心しますけど。

やはり主導権は常にうちにあると、黒潮町にあるというスタイルはもう貫かないといけませんし、それを言うためにはですね、やはりその原料ですね。今度、その原料になるその調達割合であったり、どういう形でその商品群を構成していくかっていう部分が絡んでくると思うんですが。

この通告書の中に書きましたけど、その原料の調達割合、特に地域内と地域外をどういうふうに考えているのかっていう質問を入れてます。

最終的なですね、経済的な波及効果を考えていく部分におけばですね、やはりその域内での調達がどれぐらいあるかによって、この経済波及効果は大きく変わってくると思います。ですが、町長、最初答弁いただいたように、今現状ではあまりそこの部分を考えていないということでしたので、そこの部分はある意味ちょっと念頭がないのかもしれないですが。でも将来においてですね、やはり域内へ波及していく、その地域全体を元気にしていくっていう意味においたら、この原料の調達割合というのはおのずから、だんだんとですね、そこに入れていく原料についてはこういうものが必要だから皆さん作ってくださいとかですね。こういう地域ではこういうものができるでしょうからお願いしますとか、いろんな形で波及させていくという方向は動く必要があると思うんですけど。

今現在、町長考えられてる、その原料の調達割合、どういうふうに考えられてますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

原料調達についてのご質問にお答えさせていただきます。

この答弁が先ほど申し上げた、もしかしたら短期的に地域経済への波及効果も選択できない場合もあるかもしれないという根幹になってございます。地域内と地域外での調達割合はということでございますけれども。後ほどですね、その主導権とその原料調達の部分につきましては、通告書に基づいた答弁の後で答弁させていただきます。

まず、原料の調達につきまして、あらかじめ地域内と地域外で割合を設定して進めていくということは想定してございません。これはビジネスの観点からでございます。そして、原料調達計画の詳細につきましては、重複致しますが来月の企画会議で、現在商談を進めております販売先から協議に参加をいただき、そこで最終的に商品の絞り込みを行い、それに合わせた原料調達計画を設定致します。

現段階で相談させていただいてるのは、この相談というのは原料調達についての相談でございます。現段階で相談させていただいておりますのは、卸しに関係のある町内の加工業者、それから企画会議メンバーのお付き合いのある卸問屋等で、併せて、町内はじめ近隣地域での調達可能な原料の洗い出しを進めてございます。今後は県内まで広げて、調達可能な原料の洗い出しを進めてまいります。

そして、主導権を握るための商品規格、それに原料が大きく関与してくるとするのは当然のことでございます。

して、自分たちも相当これに時間を費やしました。例えば、黒潮町イコールカツオというようなイメージになってございまして、カツオの商品、カツオの缶詰ということになりますと、イコール黒潮町というような、いわゆる他の地域からよりも黒潮町からのカツオの缶詰の方が発信力は高く、売り手市場の主導権を握れるというような理屈で自分たちも考えてまいりましたけれども。固形物で勝負しようとするのですね、まず条件不利地域での立地条件を考えたときに、まず採算ラインになかなか届かないということも判明を致しました。その中でも、かつ、これからさまざまな商談を行う上で主導権を握るために、一体自分たちはその主導権を何によって握っていくのか。これは議員からのご指摘は、いわゆる地場産品の原料調達ですが。これは、一生懸命これからもずっと選択肢として持ち続けて、それに合うような商品を作ってまいります。

それともう1つ、自分たちが主導権を握ろうと思って立ち上げた企画が、いわゆるアレルギーフリーでございまして。これはコンタミ防止までの製造過程の設定を計画してございまして、これができるで一工場で、現在日本国内でできているのは、確か日本ハムさんと永谷園さんだけだったと思います。うちはもちろん、その規模は全然小さいですけども。そういったですね、よそにない企画商品。そういった、どこかにコンセプトがないと主導権が握れない。つまり、売り手市場で市場を開拓することはできないということから、わざわざですね、お金も掛かりますし、非常に工程管理の厳しいものになりますが、ここに挑戦をしてクリアしない限り、自分たちの商談の主導権を握れない。つまり、マーケットで勝負することができる商品はできないであろうというような認識から、このアレルギーフリーを今現在コンセプトとして進めているところでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

域内の調達がですね、町内加工業者、また県内まで広げているいろいろ考えているというお話だったんですけど。

その割合自体は、まだつかんではないでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁の先送りみたいになって大変恐縮でございますけれども。

企画会議で商品の絞り込みが行われた上でですね、調達可能な原料について設定していくと。ただし、これちょっと自分の答弁をずっとこう一連で考えてみますと、地域内の産品使えませんかみたいな、何かそういった色になってございますけど、決してそうではなくてですね。原料の調達を何の判断基準を持ってやるか。それが、いわゆるそのマーケットで勝負するための原価を抑えるために有利な価格帯である商品を利用させていただくということございまして。これ当然のことながらですね、地域内で調達した方が安価に調達できるもの多数ございます。

それから、ただそれだけではクリアできない課題もございまして、先ほど申し上げた主導権を握るためのコンセプト。いわゆるアレルギーフリー。当初は7大アレルギーのフリーを考えておりますけれども。これコンタミ防止とまでなりますと、例えばカツオの生体をですね、あの一本をですね、工場内でさばくことができなくなります。エビ、カニ捕食をしているカツオを工場内でさばくということは、エビとカニが入ってるかも分からない内臓が工場内に持ち込まれるということございまして、これは製造過程の管理からすると、まるっきりアウトでございまして。よって、工場に入る段階では少なくともロインの状態では入らなければならないということになりますので、実は問屋さんにお声掛けさせていただく前に、町内の水産加工会社さんの方にご相談をさせていただいたということになってございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

町長の方で、もうその原料調達の方も十分考えていただいているということですので、その部分でもある一定、安心できる答弁ではなかったかと思います。

で、もう最後の質問にいけますが。

ここでですね、先ほど町長の方からお話がありましたけど、今の状態で販路かなり進んでるんでしょうけど、その計画の数字が達成できそうなイメージで進めますかという質問なんです。

当初、9月議会で議員協議会のときに頂いた資料では、6年目で黒字転換を目指すということで、当初、大体売上高で1,700万から5,800万、7,800万ということで徐々にこう上がっていくという、こういう試算表が出てましたけど。

このあたりは、大体このイメージのとおりいけるような感じで動いてるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

9月議会でお示しさせていただきました経営収支の中で、総売上の設定があらうかと思います。実は、そのときは6号缶詰、いわゆる先ほど説明申し上げましたコンビニなんかでよく見かける、あのサバのみそ煮みたいなちょっと厚いやつですね。あれの上代350円で、工場出荷額が170円という設定になっていようかと思えます。

今回想定されているのはですね、平3号缶で小売が250円、そして工場出荷額は120円弱というのも一つ選択肢として置いてございまして。そうなりますと、数量が一緒ということになると、売り上げはその小売価格が100円下がった分、がっくり下がるということになります。もちろん、それに伴って原材料費も下がりますし、まあヒューマンコストも下がってくるということになってございます。

これもほんとに答弁の先送りのようで大変恐縮でございますけれども、1月の企画会議でですね、商品の規格。これがまず確定して、それから経営収支を組まさせていただいて、それから議会の方へも適宜、最新の情報を提示させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

まあ、それはほんなら1月のその会議を待つということ、ぜひ楽しみに、またその計画を聞かせていただこうと思います。

今回、特に自分の方で取り上げたかったのは、その第三セクター自体の運営がかなりやっぱりいろんな意味で難しいところもあって、どうしてもその。まあ、うまくいってる所もちろんあるんですけど。うまくいってるとこあるんですけど、全体的にやはり三セク特有の弱い部分があって、それで失敗してる事例もたくさんありましたので、そういった部分を十分にこう、特に考えられてやっているかどうかというところが大変気になりましたので、今回の質問入れたわけですけど。

もう最後になりますけど、先ほどの宮川議員の質問の中でですね、特産協もこの三セクの中の事業の中に組み込んでいくというお話ありましたけど、そのあたりがですね、ちょっと逆に不安を持ったんですが。

先ほど課長の答弁でですね、非常に経営見通しが苦しいと。だから何とかせないかんということで、この

三セク化へ持っていくというような趣旨のお話あったんで。その経営が苦しくなってるものを、さらにこの三セクへというふうにですね、逆に自分なんか、ちょっとこうマイナスのイメージ持ってしまったんですが。

そのあたり、町長どうでしょう。ほんとに大丈夫なんですかね、ここへ入れてしまって。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで散々ですね、プロダクトアウトではなくてマーケットインのビジネスモデルを組みますということで、できるだけ重荷は背負いたくないというような答弁をずっと繰り返してきた中で、こういうことですので大変答弁しにくいところでございますけれども。

特産協のですね、商品群の整理は間違いなく余儀なくされると思ってございます。つまり、利益構造が確立できている商品、それからできそうな商品、そのできそうな勝算割合、これらにつきましてはしっかりと精査をさせていただきます。しかしながら、そうではない商品につきましては、ある一定ばつさりと整理をする必要もあろうかと思えます。しかしながら、しっかりと担保しなければならないのは、黒潮町の伝統技術である、あるいは有志の方がいったん途切れたこの文化を再興させていただいた、このエネルギーであったりとか。こういったものは、必ず次の世代に継承していかなければなりません。よって、生産者さんがお作りになる黒砂糖、これの販路はしっかりと確定をし、そして販売ができるように努めてまいらなければならないと思えますし、それができる受け皿が特産協でなければ、今回設立する三セクということになろうかと思えます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

ぜひですね、今回また事業。1 月以降、細かい数字も出てくるようですので、資料まとめましたらですね、また全議員に示していただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（山本久夫君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 52 分